

# （自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン

令和6年3月

厚生労働省



## 目 次

### I.（自立支援）協議会の役割と機能について 1

---

#### 1.（自立支援）協議会の位置付け 1

- （１）設置運営の基本的事項 1
- （２）「障害者総合支援法」を踏まえた（自立支援）協議会の役割 3
- （３）（自立支援）協議会の設置状況 4
- （４）（自立支援）協議会の構成メンバー 4
- （５）財源 5
- （６）個人情報保護 5

#### 2.（自立支援）協議会の機能 7

- （１）情報（情報の共有と発信） 9
- （２）調整 11
- （３）社会資源（開発・改善） 12
- （４）人材確保・育成（地域の支援力の資質向上・研修の場） 14
- （５）権利擁護 15
- （６）評価 18

### II. 市町村（自立支援）協議会の進め方 20

---

#### 1. 基本的な役割 20

#### 2. 設置方法 21

#### 3. 構成メンバー 21

#### 4. 主な機能 24

#### 5. 組織体制 25

- （１）標準的な組み立て 25
- （２）個別課題等の普遍化 25

#### 6. 進め方 ～各会議の進め方と関係性～ 26

- （１）一人ひとりの課題解決に向けて協議する 27
- （２）協議会活動を体系的に思考し、推進する 29
- （３）地域の課題について議論を深める 32
- （４）地域の情報を共有し、共通課題を整理する 34

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| (5) 地域課題を確認し、解決策を提案する              | 35 |
| 7. (自立支援) 協議会の設置                   | 36 |
| (1) 複数市町村による共同設置                   | 36 |
| (2) 大規模市等における設置                    | 36 |
| Ⅲ. 都道府県 (自立支援) 協議会の進め方             | 38 |
| 1. 基本的な役割                          | 38 |
| 2. 設置方法                            | 38 |
| 3. 構成メンバー                          | 39 |
| 4. 主な機能                            | 40 |
| 5. 組織体制                            | 41 |
| 6. 進め方                             | 42 |
| (1) 地域づくりに関する都道府県のビジョン (めざす姿) の明確化 | 42 |
| (2) 情報の収集と分析                       | 43 |
| (3) 人材の確保・養成、育成支援                  | 44 |
| (4) 地域の相談支援体制のバックアップ               | 46 |
| (5) 都道府県と市町村を結ぶパイプ役の配置と活用          | 48 |
| (6) 評価 (課題の可視化と解決策の検討)             | 48 |
| Ⅳ. 市町村 (地域) と都道府県の効果的な連携           | 50 |
| 1. 都道府県相談支援体制整備事業の活用               | 50 |
| (1) アドバイザーの役割                      | 50 |
| (2) 都道府県におけるアドバイザーの活用              | 51 |
| (3) アドバイザーの担い手                     | 53 |
| 2. 市町村 (地域) とアドバイザー                | 53 |

## I.（自立支援）協議会の役割と機能について

### 1.（自立支援）協議会の位置付け

障害者等の地域生活を支援するためには、「共通の目的」に向け、「情報を共有」して具体的に「官民が協働する」システムを構築することが必要であり、その中核をなす（自立支援）協議会の存在が重要となります。

#### （１）設置運営の基本的事項

現行の「障害者総合支援法」法第 89 条の 3 第 1 項及び第 2 項において、（自立支援）協議会の設置に関して規定されていますが、令和 4 年 12 月の改正では、（自立支援）協議会の基本的事項について以下のように規定されました。

（自立支援）協議会は、支援体制の検討に関する情報共有のみを規定していた法第 89 条の 3 第 2 項において、協議会を通じた「地域づくり」において「個から地域へ」の取組が重要であることが明確になりました。

また、新設された第 3 項、第 4 項により、（自立支援）協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務が課されました。

さらに、第 5 項の新設により、個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課することとなりました。

このように、支援の検討・検証の場を（自立支援）協議会に位置づけることで、情報管理を徹底することにより、（自立支援）協議会活動の一層の円滑化と活性化が期待されます。

なお、第 3 項から第 6 項までの規定は、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなりました。

令和 4 年 12 月改正 （自立支援）協議会（法第 89 条の 3 第 1 項～第 6 項）

- 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。（第 89 条の 3 第 1 項）
- 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。（第 89 条の 3 第 2 項）
- 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。（第 89 条の 3 第 3 項）
- 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。（第 89 条の 3 第 4 項）
- 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（第 89 条の 3 第 5 項）
- 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。（第 89 条の 3 第 6 項）

併せて、「障害者総合支援法」第 88 条第 9 項及び第 89 条第 7 項において、市町村及び都道府県は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされています。

このことを踏まえ、（自立支援）協議会は、障害福祉計画の進捗状況を把握し、必要に応じて障害福祉計画に係る助言等を行うとともに、市町村及び都道府県は、障害福祉計画の作成や変更に当たり協議会の意見を聴く仕組みを構築することが必要です。

## 障害福祉計画と（自立支援）協議会（法第 88 条第 9 項及び法第 89 条第 7 項）

○市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

（第 88 条第 9 項）

○都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

（第 89 条第 7 項）

## （２）「障害者総合支援法」を踏まえた（自立支援）協議会の役割

「障害者総合支援法」における相談支援については、平成 24 年 4 月から、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、市町村はこれを勘案して支給決定を行うよう見直すとともに、サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大、さらに、それまで国庫補助事業により行われていた地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、障害者の地域移行・地域定着の取組の充実を図ることとされました。

その他、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置など、地域における相談支援の充実が図られてきたところです。

（自立支援）協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていく役割があります。まさに、（自立支援）協議会は、地域の相談支援を推進するための基盤といえます。

（自立支援）協議会が活性化するためには、事務局会議（運営会議）が十分に機能していることが必要条件となります。また、事務局会議（運営会議）は、基本的に基幹相談支援センターと行政がしっかりと協力・連携して事務局機能を担うことが重要となります。言い換えると、（自立支援）協議会の運営は、基幹相談支援センターと行政が両輪として駆動しなければ機能しません。

そうした事務局体制をつくるためには、基幹相談支援センターに地域づくりを積極的に推進するための知識と経験を持った人材を配置することが重要になります（基幹相談支援センターと相談支援体制については、「相談支援業務に関する手引き（案）」を参照）。

### （３）（自立支援）協議会の設置状況

令和４年度、市町村（自立支援）協議会は、1,698 市町村（98％）において設置されています（1,214 協議会）。

都道府県（自立支援）協議会については、平成 21 年度に全ての都道府県に設置されました。

### （４）（自立支援）協議会の構成メンバー

（自立支援）協議会の運営においては、実態に応じて各種の専門部会を設置し、当該部会が積極的に活動することが地域課題の解決につながります。したがって、（自立支援）協議会には、過不足なく多様な主体が参加することが重要となります。例えば、医療を必要とする者が地域で安心・安全に生活できるようにするため、医療機関等の代表者や保健所が参画し、障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を行うことが望まれます。

また、構成メンバーには、障害者や家族などが含まれます。当事者等が参加することで効果的な協議が期待されます。当事者とともに、一緒に協議会をつくっていくことが重要です。

（自立支援）協議会の標準的な構成メンバーは、以下のとおりです。

表Ⅰ－１ （自立支援）協議会の構成メンバーとして想定される例

|                                 | 市町村<br>（自立支援）協議会 | 都道府県<br>（自立支援）協議会 |
|---------------------------------|------------------|-------------------|
| 相談支援事業者                         | ○                | ○                 |
| 障害福祉サービス等事業者<br>（障害児通所支援事業者を含む） | ○                | ○                 |
| 保健・医療関係者                        | ○                | ○                 |
| 権利擁護支援関係者                       | ○                | ○                 |
| 教育・雇用関係機関                       | ○                | ○                 |
| 企業                              | ○                | ○                 |
| 居住支援関係者                         | ○                | ○                 |
| 障害者関係団体                         | ○                | ○                 |
| 障害者等及びその家族                      | ○                | ○                 |
| 都道府県内の市町村                       |                  | ○                 |
| 学識経験者                           | ○                | ○                 |
| 民生委員                            | ○                | ○                 |
| 地域住民 等                          | ○                | ○                 |

資料：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の設置運営について（令和 6 年 3 月 29 日付け障発 0329 第 26 号、こ支障発第 89 号）を元に作成

## （５）財源

財源は、交付税により措置されます。

なお、平成 24 年の障害者総合支援法施行から 10 年以上経ち、基幹相談支援センターや市町村障害者相談支援事業をはじめ相談支援事業者が（自立支援）協議会において担うべき役割の重要性は一層高まっており、全ての相談支援に関わる事業所等が参画することが求められます。

とりわけ、地域の相談支援やサービスの提供体制について体系的かつ俯瞰的に検討する役割を担う者が（自立支援）協議会の活動に参画し、その責務を果たすことが求められており、具体的には、例えば市町村（自立支援）協議会では、基幹相談支援センターが市町村と共同で事務局を担う等の体制整備が考えられます。そのためには、基幹相談支援センターに適切な人員配置が必要となることから、基幹相談支援センター機能強化事業の活用や基幹相談支援センターの受託を受けている相談支援事業所において主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）を算定できる体制をとるなどして適切な人員及び運営等に係る費用を確保することが大変重要となります。

また、計画相談支援・障害児相談支援を担う相談支援事業所においても、機能強化型基本報酬を算定可能な体制を確保することや、地域体制強化共同支援加算を活用するなどして（自立支援）協議会に参画できる体制を確保することが求められます。同時に、計画相談支援・障害児相談支援のみを担う相談支援事業所であっても、主任相談支援専門員配置加算を算定する等により、地域づくりに参画できる熟達した相談支援専門員の配置に努めることが重要です。

## （６）個人情報の取扱いと個人情報保護

協議会において、個別の課題の検討を通じて地域課題の抽出や検討を行う際には、個人情報の取扱いを適切に行い、個人情報保護を徹底する必要があります。

### ① 個人情報取扱いの原則

協議会において個別の事例を検討する際には、本人の同意を得ることが原則です。

なお、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員運営に関する基準」及び解釈通知に秘密保持等について規定しており、当該規定を遵守することが基本

です。

| 基準省令                                                                                                                                                                               | 解釈通知                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 24 条 指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。<br><br>(略)<br><br>3 指定特定相談支援事業所は、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかねばならない。 | (21) 秘密保持等（基準第 24 条）<br>① 基準第 24 条第 1 項は、指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。<br><br>(略)<br><br>③ 同条第 3 項は、相談支援専門員、相談支援員及びサービス等利用計画に位置付けられた各福祉サービス等の担当者が、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、指定特定相談支援事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。<br>なお、法 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会（以下「協議会」という。）において個別事例への支援のあり方に関する協議、調整を行う場合の個人情報の取扱いについても同様である。 |

## ② 協議会における守秘義務の趣旨

令和 6 年 4 月以降、協議会において個別の事例を検討する際、協議会の構成員は協議会において知り得た個人情報等について、守秘義務を負います。これは、職業上秘密保持の責務を負わない者も含め構成員となり得る協議会において、協議会を構成する全ての構成員に対して守秘義務をかけることによって、障害当事者を含む支援関係者の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が可能となり、個別の事例の検討を通じた地域課題の抽出や検討が促進されることを狙ったものです。

協議会がこうした法律の企図した機能を発揮し、個別の事例の検討を通じて地域課題の抽出や検討が積極的かつ適切に実施されるためには、すべての構成員がこうした守秘義務を課される趣旨やそのルールに関する基本的な考え方を理解した上で協議会に参画することが重要であるとともに、協議会を設置する地方公共団体や事務局を地方公共団体と共同で担う基幹相談支援センター等はそのための環境整備を行うことが必要です。

## ③ 守秘義務の範囲と個人情報保護について

協議会における守秘義務は、個別の事例の検討等において共有される機密性の高い情報が対象となり、障害者の個人情報等を主なものとして想定しています。地域課題として抽出

され、個人情報が含まれない情報や地域課題の解決に向けた取組への討議内容等については、原則として守秘義務はかかりません。

なお、個人情報の取扱いについては、個人の情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）や「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守することが原則であるほか、福祉サービス等の事業者は「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」も参照してください。

なお、個人情報保護法では、本人の同意を得ない限り、あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、第三者に個人データを提供してはならないこととされていますが、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされています（※）。

（※）これらについては、現在整理中であり、整理が終了次第、本ガイドラインを改定してお示しします。

## 2.（自立支援）協議会の機能

地域の障害福祉のシステムづくりの中核的役割を担う（自立支援）協議会の主な機能は、障害者総合支援法一部改正法における（自立支援）協議会に係る事項の改正趣旨を踏まえ、令和 6 年 4 月 1 日に施行にあわせて改正されました（表 I－2）。

あらためて市町村（自立支援）協議会、都道府県（自立支援）協議会に求められる主な機能を整理するとともに、機能を発揮する上で必要な（自立支援）協議会の効率的な運営やその体制強化に関する事項が留意点として示されています。

（自立支援）協議会に求められる各機能は、一つひとつ単独で働くのではなく、相互に関連しながら、総合的にその機能を発揮することになります。

また、市町村（自立支援）協議会、都道府県（自立支援）協議会のそれぞれの役割に応じて、各機能の発揮の仕方がありますが、その基本的な考え方と取組姿勢は、両（自立支援）協議会に共通であり、両者で共有することが重要となります。

（自立支援）協議会の機能を発揮するための要素として、情報、調整、社会資源、人材確保・育成、権利擁護、評価の 6 つの観点から整理することができます。

以下において、各機能について整理します。

表 I - 2 (自立支援) 協議会の主な機能と留意点

| 市町村(自立支援)協議会                                        | 都道府県(自立支援)協議会                                    |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| ① 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整                             | ① 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有                   |
| ② 地域における障害者等への支援体制等に関する課題(以下、地域課題という)の抽出、把握や共有      | ② 都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握                |
| ③ 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有            |                                                  |
| ④ 地域における関係機関の連携強化                                   | ③ 都道府県内における関係機関の連携強化                             |
| ⑤ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施                  | ④ 都道府県内における広域的な社会資源の開発・改善等に向けた協議                 |
|                                                     | ⑤ 相談支援従事者及び障害福祉サービス等従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議 |
| ⑥ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等 | ⑥ 都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言                    |
| ⑦ 都道府県協議会との連携 等                                     | ⑦ 市町村協議会等各地域の協議会との連携(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等の把握を含む。)    |

<留意点>

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>◆効果的な協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会等の設置、定期的開催</li> <li>・市町村担当部署と基幹相談支援センターの共同による事務局</li> </ul> <p>◆地域の相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者相談支援事業の検討・評価</li> <li>・相談支援従事者の質の向上</li> <li>・基幹相談支援センターの設置、専門的職員の配置等の協議、事業実績の検証</li> </ul> <p>◆地域の支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題等を都道府県協議会へ報告</li> <li>・障害者虐待の未然の防止、早期発見早期対応に向けた体制構築の協議</li> </ul> | <p>&lt;留意点&gt;</p> <p>◆効果的な協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会等を設置、地域課題等に留意し、各種取組を実施</li> <li>・都道府県担当部署とアドバイザー等との連携による事務局運営</li> </ul> <p>◆都道府県の広域的な相談支援体制及び管内市町村の相談支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援従事者研修、研修講師の養成等についての協議</li> <li>・アドバイザーの職種や人員等に関する協議</li> <li>・基幹相談支援センターの評価・助言等</li> <li>・広域的課題等の解決に向けた協議</li> </ul> <p>◆都道府県の支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待の未然の防止、早期発見</li> <li>・早期対応に向けた体制構築に関する協議</li> </ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

資料：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について(令和6年3月29日付け障発0329第26号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)より作成

## (1) 情報（情報の共有と発信）

### 1) 情報の共有化とは

---

#### ① 潜在化した情報を顕在化させる

利用者ニーズ中心の地域福祉を構築するには、ニーズに基づく地域課題の共有が大前提です。（自立支援）協議会は、地域の様々な社会資源が協働する場であり、顕在化したニーズに柔軟に対応するとともに、いまだ隠れている見えないたくさんの地域のニーズを可視化し、関係者が同じ土俵で、同じ情報を持って協議することが重要です。

地域の様々な機関が様々なところで相談支援活動を実施していても、相談されたことが解決されたのか、それとも課題として残されているのか、関係者間で共有されていなければ先に進むことはできません。日常の相談支援活動の情報共有を行うためには、相談支援事業所との定期的情報交換の場を設置するなどの工夫が必要です。

地域に顕在化されて初めて地域の課題として認識され、次の地域づくりの大きな要因となるのです。日常の相談支援活動の情報共有がきわめて重要であり、その機会と場が（自立支援）協議会です。

#### ② 協力・信頼のネットワーク

個々人のニーズに対して、どの機関がどの役割を担うのか協議・確認をしながら支援体制を構築するプロセスは、地域のインフォーマルな社会資源の活動を含め、ネットワークを可視化するとともに、互いの機能を確認し、協力・信頼のネットワークを作り上げることに結実します。サービス担当者会議等は、（自立支援）協議会の活動の基盤となる重要な会議であり、サービス担当者会議等の進行役による役割分担の整理が重要となります。

#### ③ 多様な地域資源の機能の共有

地域には様々な社会資源が存在していますが、自分が所属する機関が持つ機能に直接関わりのない他の機関や領域に関しては、関心が薄くなりがちです。しかし、ひとりの人のライフステージのどこかで、自らの機関の機能が必要とされる場面に接することは少なくありません。

地域における支援の担い手として積極的に参画する意識を持ち、自らの機関が持つ機能について地域に対して情報を発信することが重要です。お互いを知るための事業所同士の見学会の実施など、（自立支援）協議会に各機関の機能が開示・共有されることにより、それぞれに期待され、求められる機能への評価につながります。

#### ④ 情報共有の方法

サービス担当者会議等においては、個別のニーズへの対応に関する情報と課題の共有と

同時に、支援のプロセスにおいて各事業所が抱える課題についても共有が可能です。しかし、日常の相談活動やサービス担当者会議等の内容は参画していない機関や人には届かないのが通常であり、（自立支援）協議会で情報を共有する機会を作る必要があります。

個々人のプライバシーに配慮しながら、個別のニーズへの対応から明らかになった地域アセスメント（地域評価）を中心に情報共有をすることが大切です。

令和4年12月の法改正において、第89条の3第5項が新設され、個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、（自立支援）協議会関係者に対し、守秘義務を課すこととなりました。守秘義務は（自立支援）協議会の活動内容全てにかかるものではなく、あくまでも守るべき秘密について課されるものであり、個人情報の取扱いにあたっては、本人の同意を得て行うことが原則であることには変わりありません。運用等に関する詳細については、今後、明らかにされることとなります。

## 2) 情報の発信とは

---

### ① 誰が情報を発信するのか

相談支援事業者は、「中立・公平」の立場で、相談者の所属や世代に関係なく、地域のあらゆるニーズに対応する役割を担っています。また、相談支援事業者は、対応する個々のニーズから見える地域課題や対応の実情を「地域の情報」として地域の関係者に発信、共有することによって、ともすれば事業者ニーズが議論の中心に陥りやすい（自立支援）協議会から利用者ニーズ中心の（自立支援）協議会へと成長していくための、まさに「（自立支援）協議会の核」としての役割があります。具体的には、後述するサービス担当者会議等は、情報発信すべき情報が集まるベースの機会・場となります。積極的にこの場を活かしていただくことが重要となります。

### ② どんな情報を発信するのか

相談支援事業者は、地域で拾い上げたニーズ全てをプライバシーに十分配慮した上で、相談支援事業活動報告として、（自立支援）協議会に情報発信することが重要です。ここで報告された情報が地域で暮らす障害児・者の生活ニーズを明らかにし、さらにはそのニーズに地域がどこまで対応できたか、現状の対応の限界も含めた地域アセスメント（地域評価）や各社会資源の機能評価にもつながります。

一方、地域から発信された情報の重要性についての的確に判断し、（自立支援）協議会の議題として取り上げるためには、（自立支援）協議会の運営側の感度の高さが求められます。また、どのような観点で課題を整理し、議論の遡上に挙げるか、（自立支援）協議会運営の仕組みも重要となります。

## (2) 調整

### 1) 分野を越えてのネットワークの構築

---

保健・医療・福祉・教育・労働などの様々な分野において、ともすれば、支援者が属する分野の専門性や資源のみで利用者個々のニーズや地域の課題に対応しようとしがちですが、（自立支援）協議会の存在により、福祉分野にとどまらない、企業・司法などの分野を越えてのネットワークの構築が可能となります。

このネットワークの構築により、これまでは支援が困難とされ、必要なサービスが受けられなかった、いわゆる困難な事例に対しても地域での支援が可能となっていきます。

### 2) 調整機能として求められる内容

---

#### ① 分野ごとの資源の共有化と整合性の確認

国は、社会福祉法等の改正（令和3年度施行）により、重層的支援体制整備事業を創設し、地域共生社会の実現を目指しています。障害福祉分野においても、保健・医療・福祉・教育・労働などの様々な分野がそれぞれにどのような専門性や資源を有しているかについての認識の共有化を図ることが重要です。これをベースに、それぞれの資源がどのように連動し、役割を果たしているかを明らかにすることにより、それぞれの分野の個々の資源が、利用者のニーズに沿って統一的かつ一体的な支援をする資源として再構築されることとなります。

こうした連携が構築されていく中で、これまで支援が困難とされていた事例に対しても支援のアプローチが可能となっていきます。分野間の調整機能が十分に果たせることで、例えば、医療的ケアの必要な重度の障害者に対して、訪問看護、訪問リハビリ、入院などの医療分野の対応と、居宅介護や生活介護、グループホームなどの福祉分野の対応を統一的・一体的に再構築することが可能になります。

#### ② 地域課題の整理

サービス担当者会議等を通じて現場レベルでは、様々な地域の課題が個別の事例ごとに認識されてきます。こうした課題は、個別の課題としてとどまるのではなく、地域の共通の課題であることを（自立支援）協議会の場で共有化します。

共有化された課題には、課題ごとに相互に連動するものや、ある課題の解決が同時に、次の課題の解決をもたらすものもあります。また、地域事情や施策の流れによっては、時機を待たねばならない課題もあります。

こうした状況に対して、（自立支援）協議会の持つ調整機能を十分に活かしながら、緊急に対応すべき課題と中長期的に対応すべき課題の整理を行います。この調整機能の核とし

て、（自立支援）協議会に事務局会議（運営会議）の設置が必要となります。

#### ⑤ 課題解決に向けての手段とプロセスの確認

地域の課題に対して、（自立支援）協議会の中で、協議、検討しやすい組織、体制づくりをどのように構築するかは、（自立支援）協議会の運営において重要な問題です。課題解決に向けて検討する専門部会などの部会を設置していくのか、また、フォーラムや研修会などの啓発活動などを（自立支援）協議会として取り組んでいくのか、さらには、（自立支援）協議会に新たな分野の参画を求めていくのかなど、それぞれの課題によって、（自立支援）協議会には課題解決に向けての手段やプロセスについての調整機能が求められます。

### 3）障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗管理と調整

---

（自立支援）協議会の持つ調整機能をもとに、すでに策定された「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」がどのように具体的に取り組まれてきているのか、達成状況はどうであるか、地域の現状に対して適切に対応できているのか、場合によっては、計画そのものに見直しの必要がないのかなどの検討がなされます。

（自立支援）協議会には、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の進捗管理や、より良い計画策定に向けて取り組んでいくことに関する調整機能、さらには、障害者の地域生活を実現していくための、広い意味での地域づくりに向けた調整機能が求められます。

そのうえで、（自立支援）協議会は、各種計画の目標や意図に適った活動を推進する必要があります。

## （3）社会資源（開発・改善）

### 1）社会資源の開発・改善の基盤としての（自立支援）協議会

---

#### ① 地域の資源とは

利用者を支える地域の資源には、フォーマルな資源やインフォーマルな資源、また、形のある資源や形のない資源など、様々なものがあります。

#### ② （自立支援）協議会を通じて実現していく社会資源の開発及び改善

サービス担当者会議等を通じて、高齢分野の訪問介護事業所が新たに障害者を対象としてヘルパーを派遣するという、フォーマルで「形のある資源」の開発・改善がなされることは、個々のケアマネジメントの過程の中で非常に重要なことです。

しかし、サービス担当者会議等の中で開発、あるいは改善する資源だけでは、解決困難な事例も数多くあります。例えば、地区の民生委員の見守り支援や友人の励ましなどのインフォーマルな「形のない資源」が新たに開発・改善されるなど、地域に更なる社会資源の開発や改善の取り組みの基盤となるのが（自立支援）協議会と言えます。

## 2）（自立支援）協議会の果たす資源開発・改善の過程

---

### ① サービス担当者会議等を通じて地域の課題を集積していく

サービス担当者会議等が開催されていく中で、例えば、特別支援学校卒業後のAさんの日中活動の場の確保の課題、離職して家に引きこもってしまったBさんへの支援の課題、あるいは、現在通っている日中活動の場における支援が適さなくなったCさんの障害特性に合った日中活動の場の確保の課題、こうした課題を個々の課題にとどめず、地域に共通する課題として（自立支援）協議会の場において共有化していきます。

こうした「個々の課題」についてサービス担当者会議等を通じて「地域の課題」として集積していくことが必要です。そのためには、例えば、（自立支援）協議会の事務局会議（運営会議）や専門部会が戦略的に情報を吸い上げる役割を担うことが重要となります。

### ② 課題解決に向けて検討する「専門部会」の設置

共有化された地域の課題の解決に向け、（自立支援）協議会に、それぞれの課題ごとに専門部会を設置し、どのような社会資源の開発あるいは改善を行っていくことが好ましいかについて、検討を進めていきます。

検討された内容は、その都度、全体会などに報告し、検討の方向などについて確認をしていきます。

### ③ 社会資源の開発・改善に向け、全体会を通じての提案

専門部会において検討された内容を踏まえ、地域で必要とされる新たな社会資源の開発や改善について、全体会を通じて地域に提案していくこととなります。社会資源の開発や改善にあたっては、予算化（拡大、縮小、組み換え等）の伴うものと、新たな制度づくりや要綱づくり、あるいは、制度や要綱の改正や廃止を必要とするものがあります。

また、事業主体としての地域のサービス提供事業所が連携して一定のルールに基づいて、それぞれのサービスを改善していく必要のあるものもあります。（自立支援）協議会は、予算化や事業化に関わって、市町村や事業主体などに提案し、実現に向け働きかけていく必要があります。予算化については、日頃から積極的に自治体担当職員とのコミュニケーションを図り、課題を共有しておくことが重要となります。

### 3) 社会資源の開発と改善のための、地域アセスメントの必要性

---

(自立支援)協議会は、提案された社会資源の開発や改善が、どのように市町村や事業所で検討され実現に向けて取り組まれているか、報告を受けながら、その都度、必要な提案をしていくことが大切です。地域の実態を把握することなく必要な支援を行うことはできません。地域アセスメントは、障害者やその家族等の生活状況、生活ニーズの把握と同時に、地域での生活を支える社会資源の状況と活用可能性を把握する目的があります。

(自立支援)協議会には、こうした地域アセスメントに基づいた、社会資源の開発・改善の機能が求められています。

## (4) 人材確保・育成(地域の支援力の資質向上・研修の場)

### 1) (自立支援)協議会における人材確保・育成

---

障害等のある人がうまく地域で生活をするためには、人としての尊重やその障害に対応する社会資源のあるなし、その量・質等が大きなカギを握っています。中でも最も重要な位置を占めるのが「人」という社会資源です。教育とは、知識の啓発・技能(スキル)の教授・人間性の涵養などを図り、その人の持つ能力を伸ばそうと試みる一連の過程です。

(自立支援)協議会の教育機能は、「利用者」、「支援者」、また人が暮らす「地域」が持つ大きな可能性に働きかける機能です。その構成員の資質向上に必要な地域課題に基づいた研修と、(自立支援)協議会の活動プロセスそのものが教育機能を持つと言えます。

研修の企画・運営に際しては、人口規模や地域の成熟度など各地域の現状と課題に合わせて必要な研修を組み合わせる等工夫が必要です。基本構造はシンプルで分かりやすく、かつ発展可能な研修となるような仕組みの構築がポイントです。

### 2) 構成員の資質向上(スキルアップ)のために

---

相談支援従事者の資質向上については、都道府県が実施する「相談支援従事者初任者研修」、「相談支援従事者現任研修」及び「主任相談支援専門員研修」があります。

しかし、複雑な課題を抱え支援を必要とする当事者やその家族、関係者も含めた日々の実践活動や、また、その地域らしさを活かした支援に適切に対応するためには、相談支援従事者のみならず、(自立支援)協議会を構成するメンバーの資質向上を図るための教育が必要になります。都道府県が行う相談支援従事者向け研修だけではなく、幅広い関係者が参加できる研修の機会や場をつくる工夫が求められます。

また、同時に人材を育成する側の体制づくりの観点から、（自立支援）協議会を運営する人材の資質向上についても継続的な研修やOJTの機会も必要となります。

## （５）権利擁護

### １）障害者総合支援法における権利擁護の項目

---

障害者総合支援法第２条では、「市町村の責務」として「障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、・・・その他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと」とあります。

また、障害者総合支援法第２条第２項では、「都道府県の責務」として「市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと」とあり、市町村、都道府県の責務の中に明確に位置づけています。

### ２）（自立支援）協議会における権利擁護

---

（自立支援）協議会は、障害が有る人も無い人も、差別や区別されることなく、決して孤立せず、その人らしく生活することのできる地域や、そのための仕組みをつくっていくために必要な問題や課題を協議していきます。

具体的には、以下のことを実現していくために必要な協議の場であり、利用者だけでなく地域住民全体の生活者としての権利を擁護する役割を有しています。

- ① 利用者が相談を総合的に受けることができ、迅速に適切なサービス利用につながる支援が得られること
  - ② 行政、関係機関、地域住民同士が一体となって、利用者やその家族がニーズに即した支援が迅速・適切に受けられるようなネットワークを形成すること

### 3) (自立支援) 協議会における権利擁護システムの構築に向けた取り組みの2つの視点

---

障害者の権利侵害は顕在化しにくいという実態があります。

(自立支援) 協議会における権利擁護システムの構築に向けた取り組みに当たっては、「本人のニーズを実現する視点」と関連する法律を踏まえた「権利侵害防止の視点」の2つの視点が必要となります。

#### ① 本人のニーズを実現する視点

本人や家族のニーズに沿って、それを確認しながら、ニーズを実現する過程（プロセス）において、どのような支援や取り組みが展開されたかを重視します。相談支援において極めて重要な視点は、本人の「意思決定支援」であるということです。

「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）では、意思決定支援とは、障害者が「可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み」と定義しています。

#### ② 権利侵害防止の視点

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法第2条の「障害者等の権利の擁護」に当たっては、「障害者虐待防止法」（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）と「障害者差別解消法」（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）を踏まえ、(自立支援) 協議会における権利擁護システムの構築を目指すことが求められます。

「障害者虐待防止法」との関連では、障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが重要です。市町村及び都道府県は、協議会の場を通じて、地域における関係機関等の参加の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害者虐待を防止するための連携協力体制（虐待防止ネットワーク）を構築する必要があります。

また、「障害者差別解消法」では、「共生社会」の実現を目指し、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めています。

「合理的配慮の提供」については、これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていましたが、令和3年6月の改正法により、令和6年4月1日から事業者（企業、団体、個人事業主、ボランティア活動をするグループなども含む）も義務化されます。

市町村及び都道府県は、(自立支援) 協議会の活動を通じて、地域社会に参加する人々が「どのようなことが差別になるのか」、「『合理的配慮の提供』とは何か」について理解が深まるよう、具体的でわかりやすいかたちで周知する役割があります。

## ■ 障害者差別解消法の理解促進に向けた取り組み ■

「合理的配慮の提供」は、令和6年4月1日から事業者も義務化されます。事業者には、企業、団体、さらに個人事業主、ボランティア活動をするグループなども含まれることから、広く市民にわかりやすく周知し、日常生活の中の身近な自分事として理解してもらうことが重要となります。

また、「合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障害のある人と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要」とされています。

以下では、A市が「合理的配慮の提供」について、市内の事業者のみならず、広く市民に知ってもらうために、市の広報誌に特集記事として、法改正の趣旨と具体例を掲載した際の工夫点を紹介します。

### ◆「心のバリアフリー」というキーワードで紹介する

法改正の目的や内容を全面に出して説明するのではなく、共生社会の実現に向けた、市民一人ひとりの「心のもちよう」を「心のバリアフリーによって、みんなが笑顔になれる社会になる」というメッセージに乗せて紹介しています。

### ◆働く場、生活の場において市民一人ひとりが取り組める「まちづくり」の実践例として紹介する

スーパー・コンビニ、駅、レストラン、病院、銀行など、日常生活の場面において、まちの中で実際にあった出来事(配慮)を当事者目線で記述し、「こうすることで、みんなが笑顔になれるまちになっていく」ということが具体的にイメージできるかたちで簡潔に紹介しています。

### ◆市民同士の対話のきっかけとなること

身近な事例に基づき、具体的でわかりやすい資料を作成することで、法改正のアナウンスとしてだけでなく、市民、事業者がそれぞれの立場で、障害者福祉について考え、対話する際の素材としてそのまま活用できるメリットもあります。

## (6) 評価

### 1) 評価の意義

---

(自立支援)協議会の活動に関する一連のプロセスと成果を整理・分析し、活動の意味を関係者間で再認識することで、今後の課題とその解決の方向性が見えてきます。官民協働による(自立支援)協議会がうまく機能しているか、自己点検・振り返りとしての自己評価を行う必要があります。

評価の対象は、大きく3つあります。第一に、個々の相談支援(ケアマネジメント)における活動過程や成果に関する情報から見えてくる利用者の実態です。支援を必要とする方々は、本当は何を求めているのか、評価と活動修正を繰り返すことによって、利用者が求めているものと提供するサービスを次第に合致させる必要があります。

第二に、その地域における相談支援(ケアマネジメント)活動を具現化するサービス状況です。個々の相談支援は、あるいはそれぞれの事業所は、さらに複数のサービスを組み合わせた全体的な量と質は、いったいどのような状態なのか、今後どのようにサービスの量と質を向上させればよいか、それを工夫する基礎資料となります。

第三に、その地域における資源や制度の実態です。表面的な規定や数値だけでなく、実際に利用することによって分かってくる有効性と問題点を把握することです。

相談支援の活動を評価することによって、地域づくりに対する貴重な提言が可能になっていきます。

### 2) 評価の内容

---

#### ① ミクロレベル

個々の相談支援(ケアマネジメント)過程に関する評価システムを整備する必要があります。ここで注目する対象は、利用者を中心とした支援のネットワークです。

地域の実状に合わせて、一部の事例を抽出するか、全体を対象とするか、特定の相談機能に絞込むか、協議しながら評価内容を設計することになります。例えば、評価に目的をおいた定期的事例検討会の開催、モデル事例集の発行、評価基準(指標)の提示、利用者満足度調査の実施、データの累積化、苦情受付及び処理体制の整備などが考えられます。

#### ② メゾレベル

地域に存在する機関、施設、集団等に関する評価システムを整備する必要があります。

ここで注目する対象は、事業所や専門機関などフォーマルな機関の実状、そしてセルフヘルプ団体やボランティア組織などインフォーマルな組織の実状、さらにそれらの結びつき

方の実情です。例えば、活動実践報告及び調査結果の解析、ベストプラクティスの選定、利用者調査の機関別解析、共通のアクシデント・インシデント対策の整備、必要な NPO 機能の提案などが考えられます。

### ③ マクロレベル

マクロレベルの評価において注目する対象は、市町村、都道府県、国レベルの制度や施策の実務的な適切性です。利用者に最も近い立場から評価して提言するシステムを整備する必要があります。具体的な例では、実践活動の成果と課題を行政関係者と定期的に情報交換する体制、市町村における自立支援関連施策を評価する委員会等の設置に向けた基礎資料、予算確保・配分に関する基礎資料などの提示が考えられます。

## 3) 評価の利用

---

市町村（自立支援）協議会の評価については、「基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証」、「市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価」が挙げられています。また、都道府県（自立支援）協議会については、「管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言」が挙げられています（表 I - 2 参照）。

例えば、ある政令市では、基幹相談支援センター（地区単位で複数設置）の事業運営の中立性・公平性を確保し、地域の相談支援体制の充実を図ることを目的として、基幹相談支援センターによる自己評価と市職員による評価を基に、各地区の地域（自立支援）協議会において相談支援体制全体についての評価を実施しています。

評価に当たっては、「自己評価シート」に加えて、市職員が使用する「基幹相談支援センター実態確認表」を作成し、客観的評価を組み合わせています。

## Ⅱ．市町村（自立支援）協議会の進め方

### 1．基本的な役割

市町村（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

市町村（自立支援）協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく、以下のような取組を着実に進めていくことが重要です。

#### 市町村（自立支援）協議会の取組

##### ○効果的に協議会を運営するため、以下の取組を行う。

- ・必要に応じ、専門部会等を設置し、協議を行う
- ・個別事例の支援のあり方についての協議を通じた地域課題の抽出を促進させるため、地域の相談支援事業者等の参画を広く求める専門部会等（例：相談支援部会、協議会運営会議等）を設置し、定期的を開催する
- ・市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同で事務局を担当する

##### ○地域の相談支援体制を強化するため、以下の取組を実施する。

- ・市町村が実施する障害者相談支援事業の検討・評価（障害者相談支援事業を市町村が指定相談支援事業者へ委託する場合、事業運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組を含めること）
- ・基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組

##### ○地域の支援体制強化のため、以下の取組を実施する。

- ・地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議

資料：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の設置運営について（令和 6 年 3 月 29 日付け障発 0329 第 26 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）より

## 2. 設置方法

市町村（自立支援）協議会は、単独市町村又は複数市町村による設置、直営又は民間団体への運営の委託等、地域の実情（人口規模、地域における障害者等の支援体制等）に応じて効果的な方法により設置することができます。

## 3. 構成メンバー

利用者が必要とするサービスは多種多様であり、本人の意思・意向を尊重することが極めて重要となります。また、サービス提供機関は福祉、保健、医療、教育、就労、法律事務所、企業等さまざまであり、関係機関・関係者は連携し、協働で取り組む必要があります。

また、協議会の標準的な構成メンバーには、障害者などや家族など（当事者等）が含まれます。令和4年度の実態調査によれば、市町村（自立支援）協議会の構成メンバーとして、障害当事者団体・障害当事者の参加は74.5%となっています。当事者等が参加することで効果的な協議が期待されますが、単に構成メンバーに含まれているだけでは十分ではありません。当事者とともに、一緒に（自立支援）協議会をつくっていくという空気を醸成していくことが望まれます。そのためには、関係者だけで構成される場にはない意識や工夫が必要になります。（p20「当事者参画のあり方」参照）

地域の実情に応じ選定されるべきものですが、想定される例としては以下のとおり。

（例）相談支援事業者、障害福祉サービス等事業者（障害児通所支援事業者を含む）、保健所・保健センター、病院・クリニック、学校・幼稚園、保育所、放課後等デイサービス、権利擁護支援における中核機関・法律事務所、雇用関係機関、企業、居住支援法人・不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民、都道府県（アドバイザー）、市町村、基幹相談支援センター 等

また、（自立支援）協議会については、一度設置された協議会の体制を固定化せず、現状の地域ニーズ、法律や社会情勢の変化等を考慮し、一定の期間（3～4年程度）で協議会のメンバーの構成を柔軟に見直すことも重要です。

## 【参考】市町村（自立支援）協議会の構成メンバー

### ■運営会議・事務局会議等の構成メンバー

運営会議・事務局会議等の構成メンバーについて基幹相談支援センターの設置の有無別にみると、設置ありの自治体は「基幹相談支援センター」と回答した割合が最も高く 86.1%。設置なしの自治体は設置ありの自治体と比べ、「相談支援事業所（障害者相談支援事業の委託あり）」「市町村（行政職員）」と回答した割合が高くなっている。

#### 【基幹相談支援センター設置ありの自治体(n=209)】

(回答が多かった上位10位)

|                         | %     |
|-------------------------|-------|
| 基幹相談支援センター              | 86.1% |
| 相談支援事業所(障害者相談支援事業の委託あり) | 65.1% |
| 市町村(行政職員)               | 38.3% |
| 障害福祉サービス事業者(日中活動系サービス)  | 24.9% |
| 障害福祉サービス事業者(就労系サービス)    | 22.5% |
| 障害者就業・生活支援センター          | 20.1% |
| 障害福祉サービス事業者(障害者支援施設)    | 19.1% |
| 地域福祉関係を代表する者(社会福祉協議会)   | 16.7% |
| 相談支援事業所(障害者相談支援事業の委託なし) | 15.3% |
| 保健所                     | 13.9% |

#### 【基幹相談支援センター設置なしの自治体(n=121)】

(回答が多かった上位10位)

|                          | %     |
|--------------------------|-------|
| 相談支援事業所(障害者相談支援事業の委託あり)  | 78.5% |
| 市町村(行政職員)                | 46.3% |
| 障害福祉サービス事業者(就労系サービス)     | 24.0% |
| 地域福祉関係を代表する者(社会福祉協議会)    | 23.1% |
| 障害福祉サービス事業者(日中活動系サービス)   | 20.7% |
| 相談支援事業所(障害者相談支援事業の委託なし)  | 19.8% |
| 障害者就業・生活支援センター           | 16.5% |
| 障害当事者団体・障害当事者(障害者相談員を除く) | 15.7% |
| 障害福祉サービス事業者(障害者支援施設)     | 11.6% |
| 保健所                      | 11.6% |

### ■全体会等の構成メンバー

全体会等の構成メンバーについて基幹相談支援センターの設置の有無別にみると、設置ありの自治体は「基幹相談支援センター」「地域福祉関係を代表する者(社会福祉協議会)」「障害当事者団体・障害当事者(障害者相談員を除く)」「教育関係者(特別支援学校など)」と回答した割合が7割以上。設置なしの自治体は設置ありの自治体と比べ、「市町村(行政職員)」と回答した割合が高く 48.0%。

#### 【基幹相談支援センター設置ありの自治体(n=209)】

(回答が多かった上位15位)

|                          | %     |
|--------------------------|-------|
| 基幹相談支援センター               | 78.7% |
| 地域福祉関係を代表する者(社会福祉協議会)    | 78.7% |
| 障害当事者団体・障害当事者(障害者相談員を除く) | 76.6% |
| 教育関係機関(特別支援学校など)         | 71.5% |
| 相談支援事業所(障害者相談支援事業の委託あり)  | 65.3% |
| 障害福祉サービス事業者(就労系サービス)     | 57.7% |
| ハローワーク                   | 57.7% |
| 保健所                      | 57.3% |
| 障害福祉サービス事業者(日中活動系サービス)   | 56.9% |
| 障害福祉サービス事業者(障害者支援施設)     | 56.5% |
| 民生委員・児童委員・主任児童委員         | 49.4% |
| 障害者就業・生活支援センター           | 47.3% |
| 障害福祉サービス事業者(グループホーム)     | 43.5% |
| 市町村(行政職員)                | 42.7% |
| 教育委員会                    | 39.7% |

#### 【基幹相談支援センター設置なしの自治体(n=121)】

(回答が多かった上位15位)

|                          | %     |
|--------------------------|-------|
| 障害当事者団体・障害当事者(障害者相談員を除く) | 74.3% |
| 相談支援事業所(障害者相談支援事業の委託あり)  | 74.3% |
| 地域福祉関係を代表する者(社会福祉協議会)    | 73.7% |
| 教育関係機関(特別支援学校など)         | 64.5% |
| 障害福祉サービス事業者(就労系サービス)     | 59.2% |
| 障害福祉サービス事業者(日中活動系サービス)   | 58.6% |
| 保健所                      | 53.3% |
| 民生委員・児童委員・主任児童委員         | 53.3% |
| 障害福祉サービス事業者(障害者支援施設)     | 52.0% |
| ハローワーク                   | 48.7% |
| 市町村(行政職員)                | 48.0% |
| 障害者就業・生活支援センター           | 43.4% |
| 障害福祉サービス事業者(グループホーム)     | 41.4% |
| 医療機関(精神科)                | 41.4% |
| 相談支援事業所(障害者相談支援事業の委託なし)  | 40.1% |

※令和4年度障害者総合福祉推進事業（厚生労働省）「ケースワークに着目した相談支援専門員の業務実態把握及び相談支援事業の在り方並びに業務指針、都道府県及び市町村（自立支援）協議会の実態把握及び効果的な運営に向けた指針策定を検討する調査研究」 相談支援に関する実態調査（市区町村調査）より

## ■当事者参画のあり方■

当事者等の参画については、全体会への参画に加えて、実質的な議論を促進するために、例えば、①テーマ別の専門部会に当事者等がメンバーになる、②当事者等によって構成される当事者部会を設ける等の方法が考えられます。

ここで、部会の構成メンバーとなる「当事者等」は、障害当事者1名、家族1名ということではなく、障害当事者、及びその家族・支援者などが複数名参加する体制が不可欠であるとの認識を共有することが重要です。

### ① テーマ別の専門部会に当事者等がメンバーになる場合：

例えば、医療的ケアをテーマにした場合は、医療的ケアの当事者やその家族など、当事者性のあ  
る人の参加が想定されるので、特定のテーマについて議論を深めることが期待できます(当事者等  
の参加が一人だけになると、過度に代表性を意識してしまい、率直な意見交換がしづらくなるため、そ  
うならないよう、配慮も必要です)。

### ② 当事者等によって構成される当事者部会を設けて議論する場合：

当事者性を基盤とした専門部会になるため、多様な障害種別の当事者等がメンバーになる。同じ当  
事者同士であるため、率直な意見交換になりやすく、横断的なテーマについてニーズを集めやすくな  
ることが期待できます。

一般に、当事者等は、障害福祉施策や制度、サービスに詳しい訳ではなく、行政の会議に慣れて  
いるとは限りません。行政職員には、当事者等の構成員が声や想いを発信する経験を積み、成長する  
ための期間を意識すること、ともに学び協働する姿勢が求められます。そして、情報保障や合理的配  
慮が不可欠です。専門部会等で検討する制度やサービスについて、事前にレクチャーする機会をつ  
くり、丁寧に説明することが必要です(例えば、構成メンバーのニーズに応じて、点字、テキスト、拡大、  
ルビ付きなどの資料作成、手話通訳・要約筆記・文字通訳者の確保等が想定されます)。

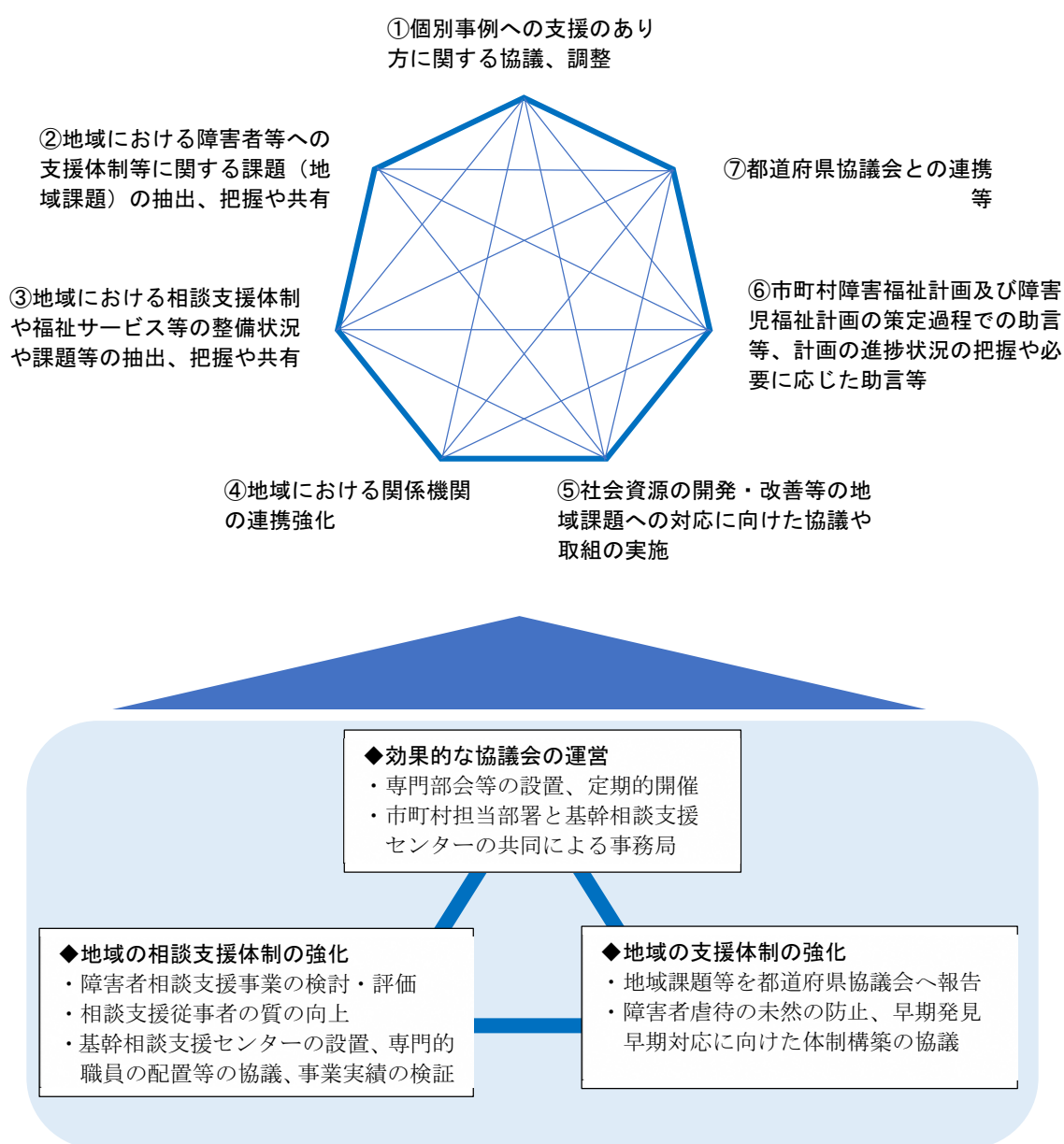
また、会議の場を設定する場合には、会場の選定や車いすの動線の確保、介助者の方の待機ス  
ペース、多目的トイレの確保等も意識しておくことも重要です。障害特性によっては移動や会場参加に  
困難がある場合があります。オンライン参加の選択肢も検討されるべきでしょう。

## 4. 主な機能

市町村（自立支援）協議会の主な機能は、障害者総合支援法一部改正法における（自立支援）協議会に係る事項の改正趣旨を踏まえ、令和6年4月1日に施行にあわせて改正され、主な機能として7つの項目に整理されています（図Ⅱ－1）。

各機能は、市町村（自立支援）協議会の効果的な運営と地域の相談支援体制の強化等による土台の上で、相互に関連しながら、総合的にその機能を発揮することになります。

図Ⅱ－1 市町村（自立支援）協議会の主な機能



## 5. 組織体制

### （１）標準的な組み立て

市町村（自立支援）協議会は、人口規模や社会資源の状況等、地域の実情に応じて組み立てることが重要です。また、その運営に当たっては、ここで説明する各種会議の機能（役割）を理解し、形は様々あれど、それを意識した運営をすることが形骸化を妨げる工夫の一つとなります。

第Ⅰ章で述べたように、（自立支援）協議会は、地域の相談支援を推進するための基盤です。（自立支援）協議会が活性化するためには、事務局会議（運営会議）が十分に機能していることが必要条件となります。また、事務局会議（運営会議）は、基本的に基幹相談支援センターと行政がしっかりと協力・連携して事務局機能を担うことが重要となります。

令和４年１２月の法改正（令和６年４月施行）により、基幹相談支援センターの中核業務として、支援者支援、地域づくりが新たに追加され、特に（自立支援）協議会の運営は重要な業務として位置付けられました。

その際、（自立支援）協議会の運営に携わる専任の担当者を含めて十分な職員体制が必要となると同時に、官民協働による協議会運営のためのコアメンバー（行政と基幹相談支援センター）の会議があることが重要です。それが事務局会議（運営会議）に相当します。サービス担当者会議等から抽出した課題と、障害福祉計画で求められている課題を統合して、ミクロ（支援の質の向上）、メゾ（支援のネットワークづくり）、マクロ（協議会として取り組むべき体制整備）に分類して、各部会で行うべき議論を整理することが求められます。

### （２）個別課題等の普遍化

市町村（自立支援）協議会は、サービス担当者会議等から持ち上げられた課題を、Ａさん個人の課題から地域全体の課題として普遍化していく、そのプロセスを行うためのシステム（仕掛け）です。

地域の相談支援従事者が、普段の相談支援業務を通じて、課題等について整理集約して提案、問題提起する場が（自立支援）協議会です。

サービス担当者会議等からの課題を、全体（定例会・全体会）で協議し、「個別の課題」を「地域の課題」とするプロセスを円滑かつ効率的に運営するために事務局会議（運営会議）や専門部会があると言えます。

そうした協議会の運営を通じて連携が徐々に培われ、協働の成功体験を積み重ねることで地域の支援力が高まっていきます。例えば、公的なサービスや制度がない中では、インフォーマルサービス等を活用するなどの工夫をしており、官と民、あるいは他業種・他職種の人間が協働することによって、真の連携が醸成されていくことになります。

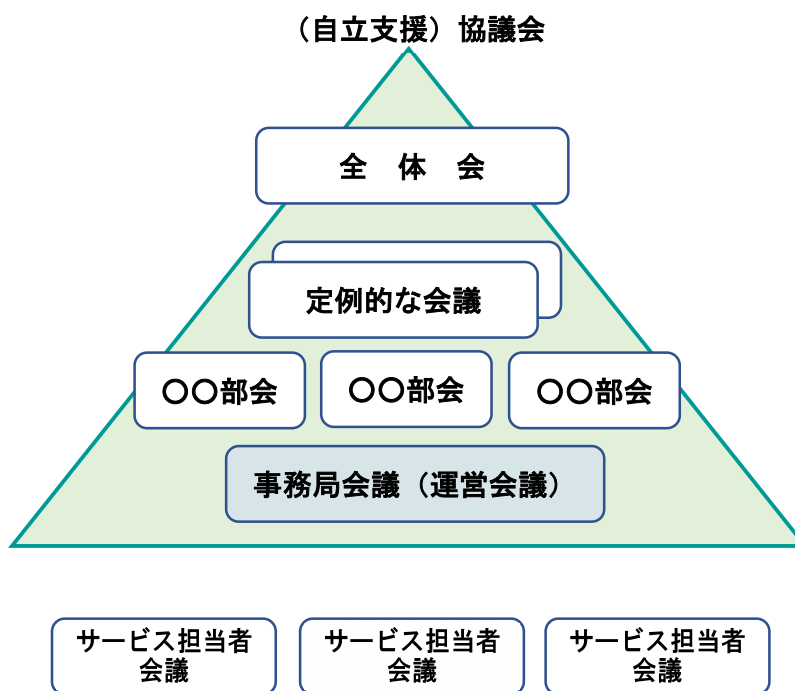
## 6. 進め方 ～各会議の進め方と関係性～

地域には、個々の障害者の課題解決やサービスの利用調整のために本人、家族、相談支援事業者及びサービス事業者等の関係者が集まって協議するサービス担当者会議等があります。

一般に、（自立支援）協議会は、事務局会議（運営会議）が協議会の企画・運営の要となり、専門部会、定例的な会議、全体会といった重層的な組み立てになっています。

以下では、（自立支援）協議会の基本的な組織構成と各会議の進め方や相互の関係性について説明します。

図Ⅱ－２ （自立支援）協議会の基本的な構造



## （１）一人ひとりの課題解決に向けて協議する

### １）サービス担当者会議

---

サービス担当者会議は、計画相談において個々の障害者の課題解決やサービスの利用調整のために本人、家族、相談支援事業者及びサービス事業者等の関係者が集まって協議する場であり、（自立支援）協議会の組織内に位置づけられるものではありませんが、個の支援ネットワークと地域をつなぐ接点として非常に重要です。計画相談では実施が義務付けられていますが、他の相談支援事業等においても実施されます。地域によっては、ケア会議や支援会議等の通称で呼ばれることもあります。

基本的に相談支援専門員が主催しますが、地域のルール等により市町村の担当職員やサービス事業者が呼びかける場合もあります。参集する関係者については、その時点におけるＡさん（個別の利用者）のニーズに対応した関係者が参集することとなります。市町村の担当職員やサービス事業者だけでなく、民生委員や近隣住民の方等の参加も考えられます。

なお、同一法人や一事業所内で完結する会議ではなく、地域の異業種・多職種の関係者が参集し、連携して支援することも必要となります。

### ２）サービス担当者会議のポイントと（自立支援）協議会における検討

---

サービス担当者会議は、Ａさんの支援について協議するために必要な関係者が過不足なく参画することが第一歩です。主催する相談支援専門員等が、利用が予想されるサービス関係者や支援に必要な情報提供者を中心に参集を呼びかけます。

サービス担当者会議は、必要に応じてメンバーの入れ替えや追加をすることもあります。Ａさんの支援について最終的に責任を持つ、課題解決のためのチームです。本人のニーズや思いに沿った支援になっているか、何のために、今日集まったかを忘れないことが重要です。

必要な支援は、必ずしもすぐに用意できるものばかりではありません。「すぐにできる支援」と「時間がかかる支援」を分けて議論することが肝要です。「すぐにできる支援」については、その場で具体的な役割分担を明確にします。現状ではできないことは、（自立支援）協議会の事務局会議や相談支援部会、専門部会等へ課題として上げていきます。そのため、計画相談の従事者も（自立支援）協議会に出席することが重要であり、市町村や基幹相談支援センターは全ての相談支援事業所に何らかの形で参画する仕組みづくりをする必要があります。計画相談のみを行う事業所が（自立支援）協議会に参画するに当たっては、地域体制強化共同支援加算の要件を満たし、算定を可能にする工夫をするなど、運営面での配慮も重要です。

サービス担当者会議の積み重ねが、顔の見える関係性やネットワークを作ります。頻繁に顔を合わせ、共にケースに関わり、悩むことで連携が醸成され、サービス担当者会議で培われた小さなネットワークが地域のネットワークを作っていきます。

なお、サービス担当者会議や（自立支援）協議会等の地域の関係者が集まる場で支援に関する課題を検討する場合には、個人情報の取扱い等への配慮も必要となります。サービス担当者会議を開催する場合や地域体制強化共同支援加算を算定する場合には、具体的な利用者を出席者に開示して会議が開催されることとなります。そのため、原則として予め本人の同意を得て個人情報を取り扱うことが重要です。本人との同意は、利用契約の際、包括的な同意として得ておく方法が一般的ですが、複数の関係者で情報を共有する場合には、加えてその都度、本人に確認をとることも重要です。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、サービス担当者会議には利用者本人の参加を原則とすることが規定されました。利用者本人同席のもと、個人情報を適切に説明していく技術も求められます。

また、令和6年4月1日から、（自立支援）協議会の関係者には守秘義務が課されます。そのため、会議を主催する者は、個別の支援に係る検討に参加した関係者に対して、業務上知り得た秘密を守る義務を負うことを関係者に周知することも求められます。

なお、職業上の守秘義務を負わない地域の関係者等を含めた検討の場を持つ等の際には、（自立支援）協議会の枠組みを活用し、個人情報保護等に配慮した検討を行うことができる環境整備も重要です。基幹相談支援センター及び市町村は地域の相談支援事業者や市町村が共同で支援方針や支援内容を検討・検証する場の整備していくこととなりますが、その際には（自立支援）協議会を活用することがポイントです。

## （２）協議会活動を体系的に思考し、推進する

### １）事務局会議（運営会議）

---

事務局会議（運営会議）は、各会議の準備（自立支援）協議会の運営の方向性や地域づくりに係る戦略を協議する場だと位置付けられます。構成員は、行政担当者、基幹相談支援センター、各専門部会長等を中心に、地域のコアなメンバーで構成されます。

### ２）事務局会議（運営会議）のポイント

---

事務局会議（運営会議）は、各種の会議等の日程や会議事項・会議資料の調整役（事務局機能）であるとともに、（自立支援）協議会全体の運営や方向性について協議する重要な会議です。

具体的には、地域の現状を把握、分析して、抽出したたくさんの課題の中から、「今、何を優先して取り組まなければならないか」、「中長期的には何を狙っていくのか」を協議します。そして、（自立支援）協議会内部のどの会議にその課題を任せるのが適当なのかを決めていきます。もし、適当な協議の場がなければ、例えば、新たに専門部会を設置する工夫する等、効率的な協議を行うための交通整理役を担います。

定期的な会議の開催日程だけではなく、緊急性のある課題について方向性を出さなければならない場合などは、行政担当者と随時会議を開催できるようなフットワークの軽さも必要です。例えば、市町村の予算が大方固まってしまった段階で、新規事業等の提案をしても、あるいは都道府県の事業申請時期を過ぎてからグループホーム整備を計画しても事業や計画は適切なタイミングを逸してしまうことになります。自治体（予算編成・人事異動等の一年間の仕事の流れ）や地域の動き（地域の行事等）を意識して、両方がスムーズに連動するように協議会の日程調整をすることが肝要です。

事務局会議（運営会議）は、サービス担当者会議等とともに行政担当者と相談支援専門員が濃密な関係を構築できる絶好の場であり、お互いの役割を尊重して、信頼関係を構築していく必要があります。

事務局会議（運営会議）は、（自立支援）協議会の企画・運営の要であり、行政担当者（特に担当する係の長）と基幹相談支援センターがお互いにパートナーとして、協議の方向性や具体的な活動の落としどころを見極めて取組むことが（自立支援）協議会活性化のポイントとなります。

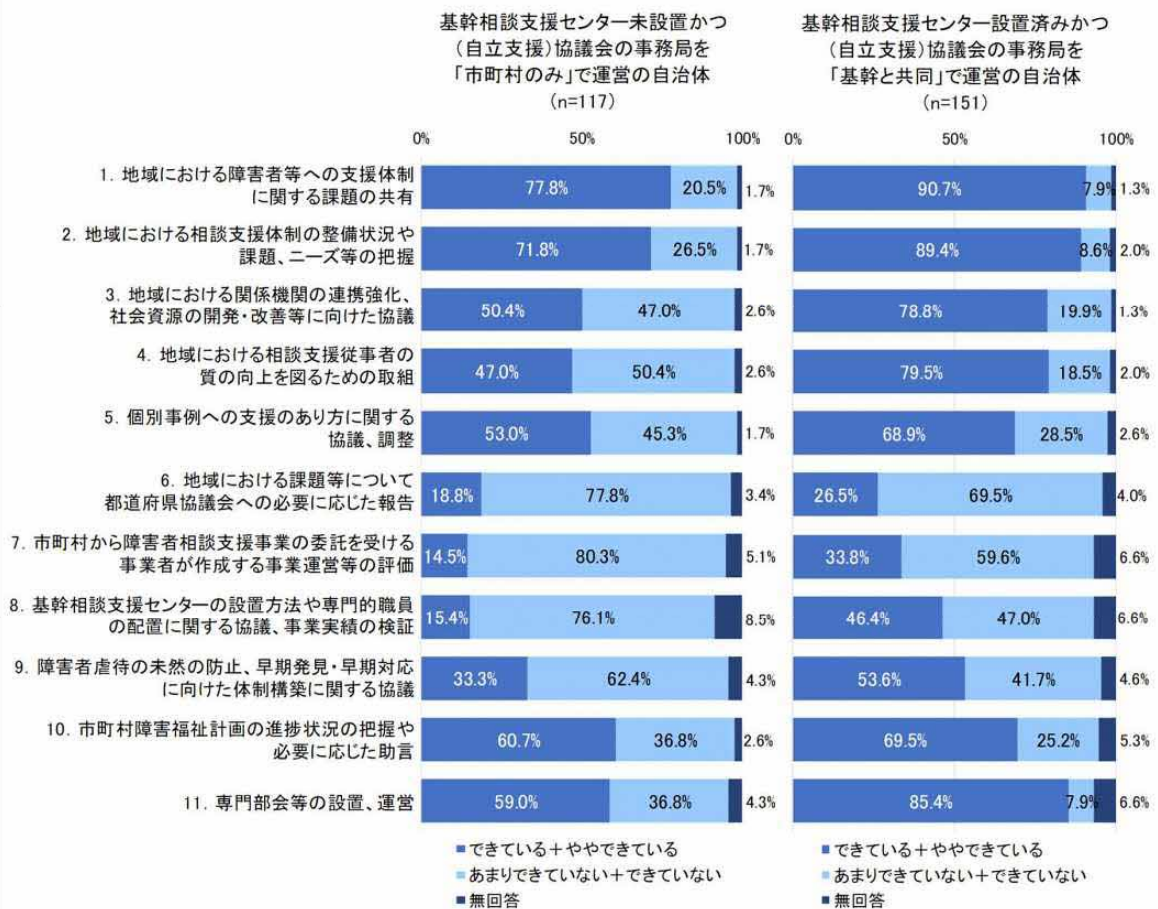
実際に、事務局会議（運営会議）が活発に活動している（自立支援）協議会は、専門部会、全体会や各種の会議等の活動も活発になる傾向が見られます。

## 【参考】市町村（自立支援）協議会における主な機能の取組状況

### ■市町村（自立支援）協議会における主な機能の取組状況

基幹相談支援センター未設置で（自立支援）協議会を「市町村のみ」で運営している自治体と、基幹相談支援センターを設置済みで（自立支援）協議会を「基幹と共同」で運営している自治体について、（自立支援）協議会の主な機能（11項目）の取組状況の違いについて比較したところ、基幹相談支援センターを設置済みで（自立支援）協議会を「基幹と共同」で運営している自治体の方が、いずれの項目も「できている＋ややできている」の割合が高くなっている。

図 市町村（自立支援）協議会における主な機能の取組状況  
（基幹相談支援センターの設置状況および協議会の運営主体別）



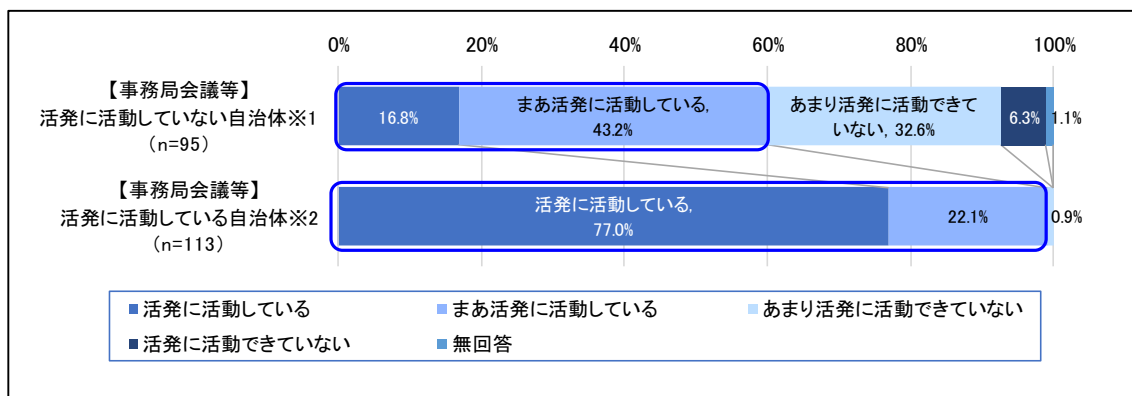
※令和4年度障害者総合福祉推進事業（厚生労働省）「ケースワークに着目した相談支援専門員の業務実態把握及び相談支援事業の在り方並びに業務指針、都道府県及び市町村（自立支援）協議会の実態把握及び効果的な運営に向けた指針策定を検討する調査研究」 相談支援に関する実態調査（市区町村調査）より

## 【参考】市町村（自立支援）協議会の活動状況

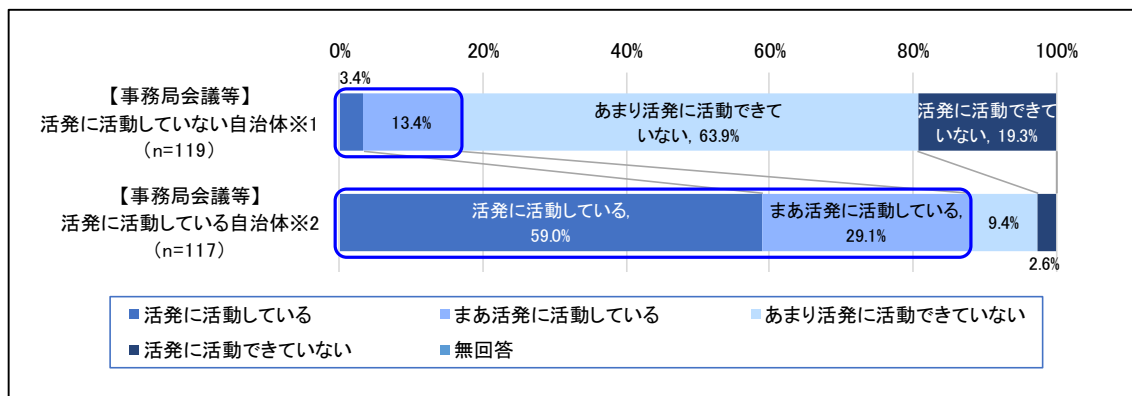
### ■「事務局会議等」の活動と「専門部会」、「全体会・定例会等」の活動状況

市区町村（自立支援）協議会の「事務局会議等」が「活発に活動している」と回答した自治体と「あまり活発に活動できていない＋活発に活動できていない」と回答した自治体別に、「専門部会」、「全体会・定例会等」の活動状況を比較すると、「事務局会議等」が「活発に活動している」と回答した自治体の方が「全体会・定例会等」、「専門部会」のいずれも「活発に活動している」＋「まあ活発に活動している」の割合が高い。

#### 「専門部会」の活動状況



#### 「全体会・定例会等」の活動状況



※1) 活発に活動していない自治体：事務局会議等を「あまり活発に活動していない」＋「活発に活動していない」と回答した自治体

※2) 活発に活動している自治体：事務局会議等を「活発に活動している」と回答した自治体

※令和4年度障害者総合福祉推進事業（厚生労働省）「ケースワークに着目した相談支援専門員の業務実態把握及び相談支援事業の在り方並びに業務指針、都道府県及び市町村（自立支援）協議会の実態把握及び効果的な運営に向けた指針策定を検討する調査研究」 相談支援に関する実態調査（市区町村調査）より

### (3) 地域の課題について議論を深める

#### 1) 専門部会

---

専門部会は、サービス担当者会議等から持ち上げられた地域の課題の内、事務局会議（運営会議）や定例会において、その課題に関係の深い者が協議すべきと判断した課題について、比較的少人数で検討を深めていく場です。

専門部会は、地域の抱えた課題について、課題ごとの地域の中核的なメンバーが集まり、議論を深める場です。具体的には、障害別、課題別（権利擁護、地域移行、退院促進、就労、進路等）、地域別、職種別等の専門部会を、地域の実情や緊急性に応じて設置します。必要に応じて、専門部会の追加や統廃合、メンバーの入れ替えも自由であり、課題に応じて、定期的、あるいは集中的に開催します。

#### 2) 専門部会のポイント

---

専門部会は、課題ごとに議論を深めて、課題解決のための調査研究や施策提案等の具体的な結果を出すことを志向します。情報共有や単なる議論の場ではないことを意識して運営します。事務局会議（運営会議）等から提起された課題や専門部会としての課題について、期限を決めて計画的に調査・協議を重ね、定例会や全体会にその結果を報告（提案）します。

専門部会は、障害別など、比較的大きな課題ごとに設置する場合や地域生活移行調査や地域啓発のためのフォーラム開催など、より具体的なテーマに絞って設置する場合もあります。一般的に取り組みが遅れているとされる精神障害や権利擁護、地域生活移行・退院促進・一般就労に係る部会設置について意識的に検討する必要があります。地域には、他の制度や事業に位置づけられた退院促進・就労支援・特別支援教育等の協議会やネットワーク会議が存在しており、そうした会議体との連携を見据えた効率的な開催が望まれます。

#### 3) 専門部会の設置例

---

例えば、身体障害部会、知的障害者部会、精神障害者部会、障害児部会等、障害別に障害特性を踏まえた部会の設置が考えられます。基本的には各障害別に協議しますが、共通する課題については合同で協議することも考えられます。また、より具体的なテーマについては、ワーキングで深めることもできます。

また、地域生活移行、権利擁護、就労支援、進路等、課題別に協議する専門部会を設置することも考えられます。障害別をベースに、より優先順位の高い課題別専門部会を設置する

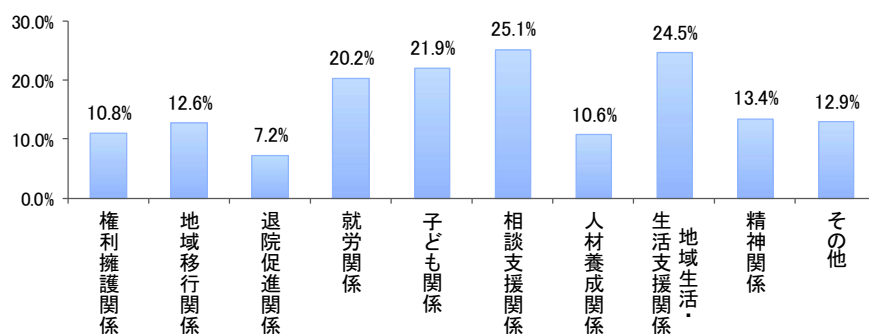
ことが考えられます。さらに、具体的な事項に係る専門部会を設置することも考えられます。例えば、障害を持つ当事者やその家族、支援者等が参画する「当事者部会」、地域資源マップの作成、地域生活移行に関する利用者調査、地域啓発のためのフォーラム開催についての部会、大規模自治体等における地域別部会、広域で（自立支援）協議会を運営する場合の行政部会、サービス事業者や相談支援事業者の職種別専門部会などが考えられます。

令和４年度障害者総合福祉推進事業（厚生労働省）で実施した実態調査によれば、市町村（自立支援）協議会において設置されている専門部会は、「相談支援関係」、「地域生活・生活支援関係」、「子ども関係」、「就労関係」などの分野が多くなっています。

### 【参考】専門部会の分野

図 市町村（自立支援）協議会に設置されている専門部会の分野（n=1,734）

※専門部会を設置している自治体（403自治体）から回答のあった全1,734部会について集計



※令和４年度障害者総合福祉推進事業（厚生労働省）「ケースワークに着目した相談支援専門員の業務実態把握及び相談支援事業の在り方並びに業務指針、都道府県及び市町村（自立支援）協議会の実態把握及び効果的な運営に向けた指針策定を検討する調査研究」 相談支援に関する実態調査（市区町村調査）より

## **（４）地域の情報を共有し、共通課題を整理する**

### **１）定例的な会議**

---

各専門部会などで検討された課題については、全体会で協議される前に関係者間で情報を共有し、整理する必要があるものもあります。また、専門部会において議論された課題の重要度によっては、全体会において、新たに検討の場を設ける必要があると判断されるものもあります。

実際に、市町村の実情に応じて、地域によって様々な名称で呼ばれる定例開催の会議体が存在しています。広く地域の実務者（現場）レベルの関係者が顔を合わせ、定期的に行なわれることが重要です。

### **２）定例的な会議のポイント**

---

定例的な会議の目的は、各地域に固有の課題等に関する情報共有を通じて、地域の共通課題として整理することにあります。したがって、障害福祉分野の関係者だけでなく幅広い分野の関係者で構成される会議体となる場合が少なくないと思われます。

例えば、複数の市町村から構成される圏域単位の（自立支援）協議会であれば、市町村担当者が参加し、市町村障害福祉計画に関する情報共有と圏域として連携して計画を推進するための障害福祉計画研究会、障害者差別解消に取り組む会議、医療的ケア児等支援のための連携推進会議、障害児者地域包括ケアシステム検討会議など、地域の実情に応じて立ち上げるさまざまな会議体が存在しています。

## **（５）地域課題を確認し、解決策を提案する**

全体会は、定例会や専門部会で積み上げてきたことについて、年２～３回程度、地域の代表者が集まって、意思決定や確認をする場となります。

### **１）全体会**

---

地域の課題について、地域の関係者が情報共有・協議する場で、年２～３回程度開催します。メンバーは関係機関の代表者レベルが中心（定例会は実務者（現場）レベルが中心）となります。例えば、全体会には施設長が、毎月の定例会にはサービス管理責任者が出席するなどが考えられます。

### **２）全体会のポイント**

---

全体会では、定例会等に参画している各関係機関・団体等の代表者レベルが集まり、（自立支援）協議会全体の計画、実績、方向性等について協議・確認します。定例会や専門部会で協議された事項や施策提案等について、（自立支援）協議会全体として意思確認を行います。そして、具体的に地域として取り組んだり、自治体へ提案していくことになります。

（自立支援）協議会の重要性や相談支援の日常的な活動について、各関係機関・団体等の代表者に伝えて認知してもらうという点からも重要な会議です。また、地域のシステムとして（自立支援）協議会や相談支援体制が機能するためにも必要な会議です。

## 7.（自立支援）協議会の設置

### （１）複数市町村による共同設置

社会資源の利用状況等から、特に一般的な相談支援を複数市町村で共同実施している場合には、（自立支援）協議会についても複数市町村で共同設置することが考えられます。

従来から圏域ごとに調整会議を行ってきたところも多いと思いますので、自然な流れとも言えます。その場合、（自立支援）協議会での意思決定は、単独市町村設置の協議会とは異なることに留意した事務局機能が重要です。

全体会で承認される複数市町村での施策案は、全ての構成市町村で可決されて行かなければ、具体的な施策とならない構成市町村が存在してしまうと成果には繋がらないからです。

複数市町村による共同設置の（自立支援）協議会では、特に事務局機能として全ての構成市町村と日頃から十分なコミュニケーションが密に取れていることが重要であり、全ての市町村所轄課の管理者との事前打合せや、事務局会議などでの合意形成後の説明の機会を設けるなど、丁寧な裏方としてアウトリーチをして企画に上げていく説明資料などの準備も協力して行くことが重要です。なお、説明資料については、構成する全ての市町村において、必要である施策案として位置づけるための根拠を示すことも必要です。

また、都道府県内において先駆的に取り組まれている先進事例など、担当する地域だけに限った施策では無い事も、推進していく上では大きな働きかけの原動力にもつながります。

特に、予算権限を有する場合には、市町村担当者や所轄課の管理者の協議の部会を設けるなど、全ての市町村の合意形成の下でそれぞれが持ち帰り、全体会での承認の裏付けが出来ている状況まで、それぞれの市町村内での合意を図ることが、全体会での意思決定がスムーズに流れます。

### （２）大規模市等における設置

人口規模の大きな市においては、身近な行政サービスは、住民により近い単位で提供するという観点から、（自立支援）協議会の設置に当たって工夫を講じています。

特に、政令指定都市は、指定された時期や歴史的経緯、また、人口規模も異なるので、それぞれの事情を反映し、大きく3つのタイプ（①市に1つの協議会を設置する、②市に加え区単位にも設置する、あるいは③区単位に設置する）があります。また、政令指定都市の（自立支援）協議会と都道府県の（自立支援）協議会との関係もさまざまであり、（自立支援）協議会の役割や活動範囲についても、両者の関係性は異なると思われます。

さらに、実際に、政令指定都市などの大規模市が都道府県（自立支援）協議会とどのように役割・機能を分担しているかによって、市内の区（地区）と市の（自立支援）協議会の役割分担にも違いが出る場合もあると思われます。例えば、コラムに示すような事例があります。

それぞれの都市で（自立支援）協議会の形態はさまざまですが、（自立支援）協議会の設置・運営に当たっては、政令指定都市・大規模市と都道府県との関係、さらに市と区（地区）との関係や役割分担について、明確にしておくことが必要となります。もちろん、役割の範囲を定めて分担する際、一旦引かれた境界線が固定化し、かえって制度の狭間をつくることにならないよう、現時点の役割分担を絶対視せず、それぞれに求められる役割を果たしていく柔軟な姿勢が求められます。各組織が対話を通じて議論を重ねることが重要となります。

### ■ 政令指定都市における（自立支援）協議会 ■

#### ＜事例1＞政令指定都市（A市）

A市では、障害者総合支援法に基づく協議会を市の区単位に（自立支援）協議会を設置し、区単位で解決できない課題については、複数の区で構成するブロック単位の会議体で相互の情報共有と課題解決のための検討を行っています。さらに市域全体に関する課題を共有、検討する場として全区が集まり協議する会議体を開催しています。A市の（自立支援）協議会は区の（自立支援）協議会を基本とする 3 層構造となっており、地域課題に対する取組みが政令指定都市内でほぼ完結する構造となっています。

なお、県は、県内の他市町に配置しているアドバイザーをA市には配置していませんが、県はA市の求めに応じて、アドバイザーに相当する人材を派遣する仕組みをつくっています。

#### ＜事例2＞政令指定都市（B市）

B市では、障害者総合支援法に基づく協議会をB市（自立支援）協議会として設置し、市の（自立支援）協議会の中に、区ごとの協議会を置く2層構造となっています。各区の協議会には、複数の専門部会があり、定期的に情報共有と地域課題の発掘と解決に資する方法等を検討しています。各区の協議会は、委託された各区基幹相談支援センターが運営事務局を担うことで、地域課題の抽出と課題解決に向けた活動に取り組みやすい体制をつくっています。

なお、B市（自立支援）協議会は県の（自立支援）協議会との協議によって、県協議会の役割を一部担っています。この部分については、区の協議会としての位置付けが明確でないまま業務を行うこともあり、人材確保や運営面など、区単位の活動に影響が出る場合があるという課題があります。

## Ⅲ. 都道府県（自立支援）協議会の進め方

### 1. 基本的な役割

都道府県（自立支援）協議会は、市町村協議会との効果的な連携に努めるとともに、広域的で解決すべき課題等を共有し、その課題を踏まえて支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要です。

#### 都道府県（自立支援）協議会の取組

○効果的に協議会を運営するため、以下の取組を行う。

- ・必要に応じ、専門部会等を設置し、協議を行う
- ・市町村協議会の効果的な連携に努め、市町村協議会から報告のあった課題等に留意して各種取組を実施する
- ・都道府県の担当部署と都道府県相談支援体制整備事業に従事する者や管内の基幹相談支援センターの代表者が密接に連携しながら事務局運営を行う

○都道府県の広域的な相談支援体制及び管内市町村の相談支援体制の強化を図るため、以下の取組を実施する。

- ・都道府県内の相談支援の提供体制の状況等を踏まえ、相談支援従事者研修の規模や研修内容、研修講師の養成等について協議する（市町村等の地域で実施される OJT との有機的な連携等を含む）
- ・都道府県相談支援体制整備事業によって実施する市町村等への支援の内容及び配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議をする
- ・管内市町村が設置・運営する基幹相談支援センターの評価・助言、実施する基幹相談支援センター機能強化事業の評価・助言を行う
- ・相談支援に係る広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた協議をする（離島等の社会資源が極めて少ない地域に対して、当該地域の相談支援事業者が質の高い相談支援を提供できるようにするための体制等についての協議を含む。）

○都道府県の支援体制強化のため、以下の取組を実施する。

- ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議をする

資料：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の設置運営について（令和 6 年 3 月 29 日付け障発 0329 第 26 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）より

### 2. 設置方法

都道府県（自立支援）協議会は、直営又は民間団体への運営の委託等、都道府県の実情に応じて効果的な方法により設置することができます。

### 3. 構成メンバー

都道府県（自立支援）協議会の構成メンバーは、都道府県の実情に応じ選定されるべきものですが、想定される例としては以下のとおりです。

（例）相談支援事業者、障害福祉サービス等事業者（障害児通所支援事業者を含む）、保健所、病院・クリニック、学校・幼稚園、保育所、放課後等デイサービス、法律事務所、雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民、都道府県内市町村、基幹相談支援センター、都道府県 等

都道府県の（自立支援）協議会は、市町村の（自立支援）協議会との連動性も意識する必要があります。例えば、医療的ケア児の支援については、市町村には社会資源が非常に少なく、圏域や都道府県単位での地域課題の精査が必要となってきます。そのため、都道府県（自立支援）協議会の構成メンバーには、市町村職員の（自立支援）協議会担当者や会長、基幹相談支援センターの長など、都道府県と市町村との連動を意識したメンバー構成を検討することが望まれます。

#### 【参考】都道府県（自立支援）協議会の構成メンバー

##### 【全体会等の構成メンバー（n=23）】

（回答が多かった上位13位）

|                                | %     |
|--------------------------------|-------|
| 障害当事者団体を代表する者・障害当事者（障害者相談員を除く） | 78.3% |
| 大学等（学識経験者など）                   | 69.6% |
| 市町村（関係機関等以外の行政職員）              | 65.2% |
| 管内の障害福祉サービス事業者を代表する者           | 60.9% |
| 管内の相談支援事業所を代表する者               | 56.5% |
| 管内教育関係機関（特別支援学校など）を代表する者       | 52.2% |
| 医療機関                           | 47.8% |
| 障害者就業・生活支援センター                 | 34.8% |
| 都道府県相談支援体制整備事業（アドバイザー）         | 26.1% |
| 地域福祉関係を代表する者（社会福祉協議会）          | 26.1% |
| 地域福祉関係を代表する者（社会福祉協議会以外）        | 26.1% |
| 医師会・歯科医師会                      | 26.1% |
| ハローワーク                         | 17.4% |
| 都道府県（関係機関等以外の行政職員（障害部局以外））     | 17.4% |

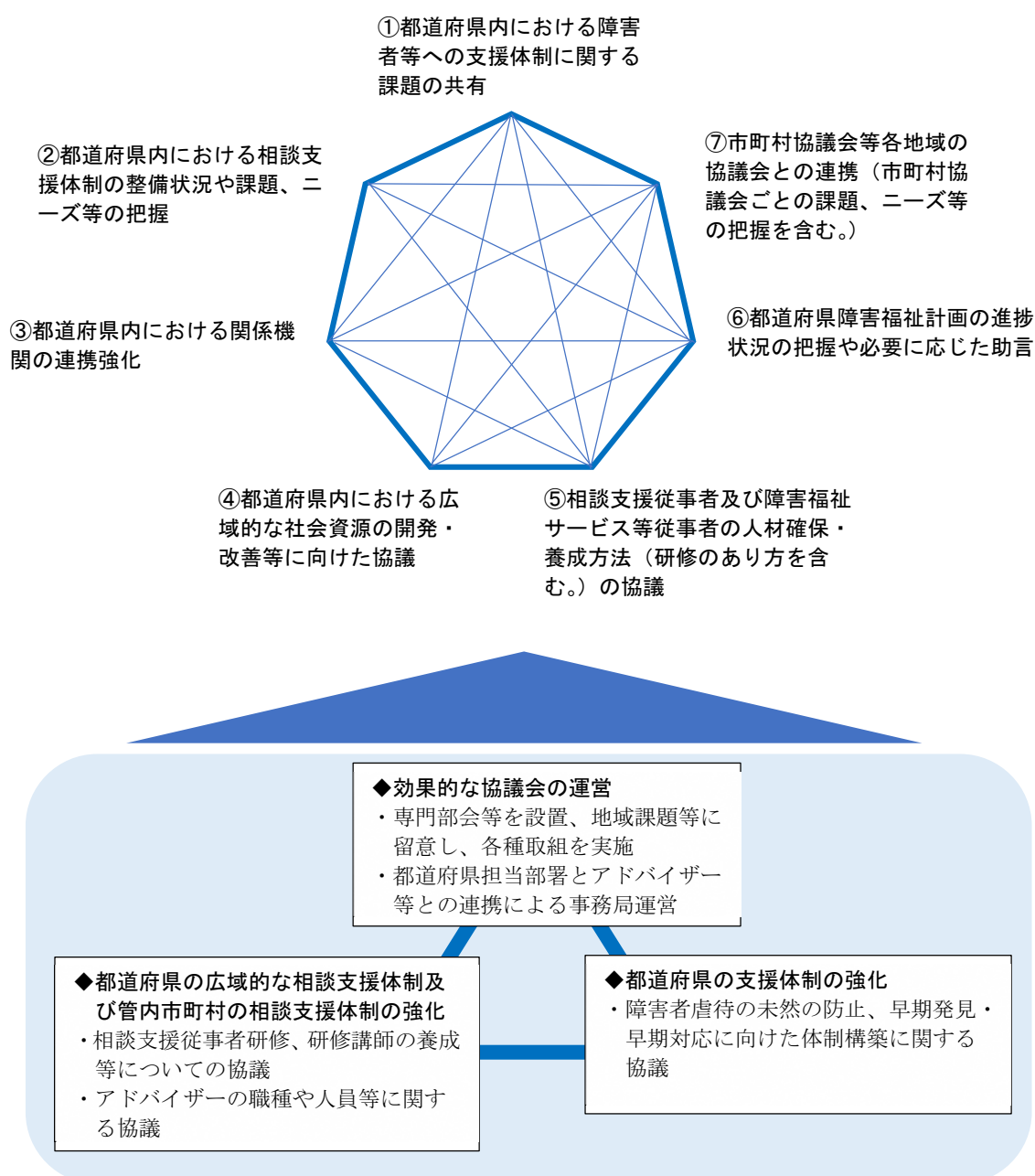
※令和4年度障害者総合福祉推進事業（厚生労働省）「ケースワークに着目した相談支援専門員の業務実態把握及び相談支援事業の在り方並びに業務指針、都道府県及び市町村（自立支援）協議会の実態把握及び効果的な運営に向けた指針策定を検討する調査研究」都道府県（自立支援）協議会に関する実態調査（都道府県調査）より

## 4. 主な機能

都道府県（自立支援）協議会の主な機能は、障害者総合支援法一部改正法における（自立支援）協議会に係る事項の改正趣旨を踏まえ、令和6年4月1日に施行にあわせて改正され、主な機能として7つの項目に整理されています（図Ⅲ－1）。

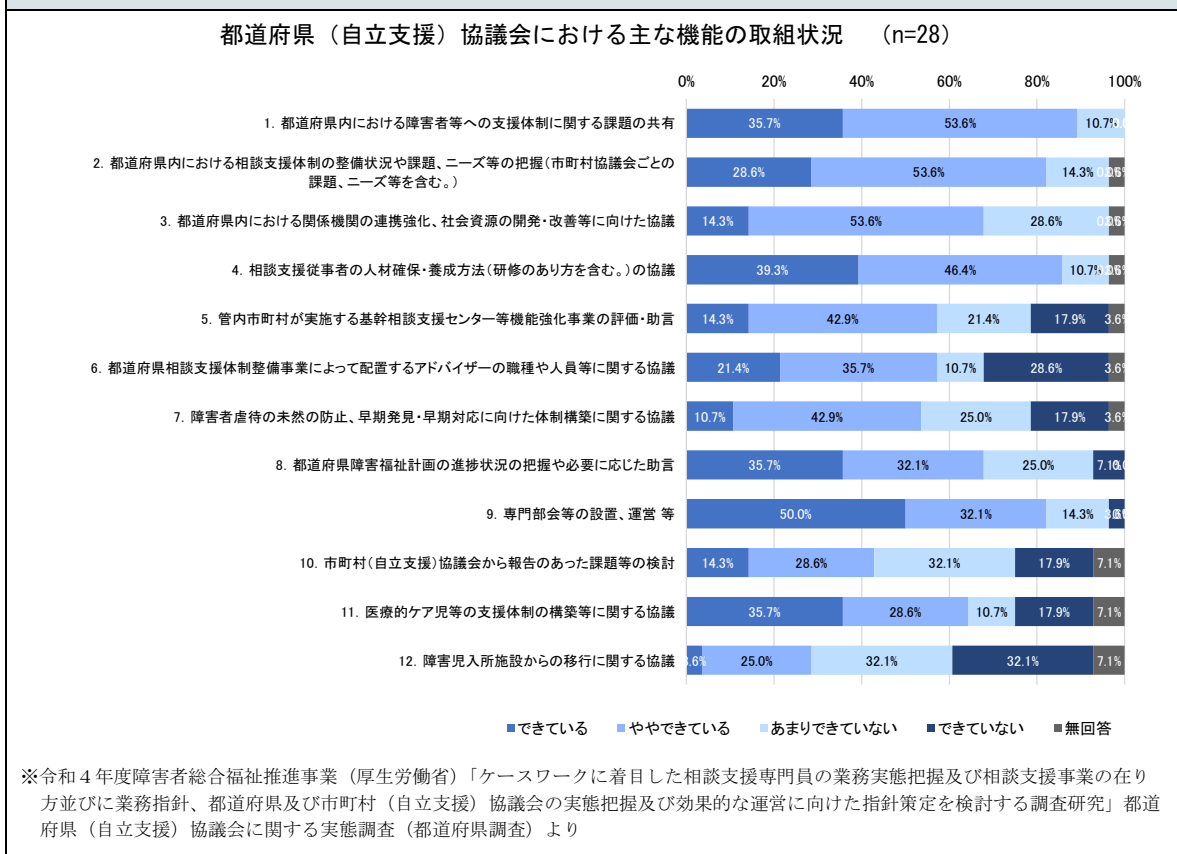
各機能は、都道府県（自立支援）協議会の効果的な運営と広域的な相談支援体制の強化等による土台の上で、相互に関連しながら、総合的にその機能を発揮することになります。

図Ⅲ－1 都道府県（自立支援）協議会の主な機能



令和4年度障害者総合福祉推進事業（厚生労働省）で実施した実態調査によれば、都道府県（自立支援）協議会における各種機能に関する取組状況は、「1. 課題の共有」、「2. ニーズ等の把握」、「4. 人材確保・育成方法の協議」については、取組が概ね活発と言えるようですが、「12. 入所施設からの移行に関する協議」や「10. 市町村（自立支援）協議会から報告のあった課題等の検討」などについては、更なる取組の強化が求められるものと考えられます。

### 【参考】都道府県（自立支援）協議会における主な機能の取組状況



## 5. 組織体制

都道府県（自立支援）協議会の構成メンバーは、相談支援事業者、学識経験者、市町村の代表等に加えて、市町村協議会の担当者や協議会委員長、市町村（地域）とのパイプ役（「都道府県相談支援体制整備事業」で都道府県が配置）が、委員あるいはオブザーバー等として参画することが重要です。

また、事務局は、基本的には都道府県が行うこととなりますが、相談支援事業者や相談支援専門員協会等への委託や会議の準備や素案づくりにおける協働が有効です。

## 6. 進め方

### (1) 地域づくりに関する都道府県のビジョン（めざす姿）の明確化

#### 1) 都道府県のビジョン（めざす姿）策定の意義

---

都道府県（自立支援）協議会が地域の相談支援体制を支援するに当たって、まずは、地域づくりの観点から相談支援体制の構築に関する都道府県のビジョン（めざす姿）を明確にすることが必要です。

都道府県内の市町村における社会資源の種類や量は、それぞれの事情によって異なり、具体的な取組の方法も多様ですが、都道府県のビジョン（めざす姿）を提示することによって、都道府県と市町村、あるいは地域間、市町村間の効果的な連携、協力体制の構築に資するものとなると考えられます。

都道府県においては、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、「障がい者プラン」等を策定し、地域づくりの理念や目標を定めています。

#### 2) ビジョン（めざす姿）と都道府県（自立支援）協議会の取組

---

描いたビジョン（めざす姿）と現状のギャップを把握、確認することで、未来像の実現に向けた道筋を具体化することが可能となります（いわゆるバックキャストिंगによる思考法です）。

また、明確なビジョンに示された内容は、都道府県（自立支援）協議会と市町村（自立支援）協議会の「評価基準」ともなります。

都道府県（自立支援）協議会には、ビジョンに沿って、「情報の収集と分析」、「人材の確保・養成、育成支援」、「地域の相談支援体制のバックアップ」、「都道府県と市町村を結ぶパイプ役の配置と活用」、「評価（課題の可視化と解決策の検討）」を効果的に推進する体制の整備が望まれます。

#### 3) 市町村（自立支援）協議会に対する支援

---

（自立支援）協議会の活動が活発な地域は、現場で実際に支援に携わっている相談支援専門員や生活支援員等関係者が、みんなで当事者意識を持って課題を持ち寄り、協議し、解決しています。

その地域だけでは解決できない課題が出てきた際に、それを受け止める場所を都道府県

は用意する必要があります。その場があるかないかで、地域で活動している人たちのモチベーションは変わってきます。

## （２）情報の収集と分析

### １）課題の抽出

現在、都道府県の（自立支援）協議会は、47 都道府県すべてに設置、運営されていますが、全ての協議会が活発に活動している訳ではなく、また、市町村（自立支援）協議会についても、設置はしたものの本来の役割を十分に発揮できず、形骸化しているところもあるといわれています。こうした現状を踏まえると、都道府県として地域からの報告を待っていたのでは地域の実態把握は困難であり、都道府県から積極的に地域への働きかけを行わなければ実情を知ることはできません。

都道府県が市町村（自立支援）協議会の設置状況、相談支援体制、相談支援専門員の研修実績と育成実態などを継続的に調査することは、都道府県内の相談支援の実情を知る上で、また、相談支援体制の整備方策を検討する際に、大いに参考となります。

市町村（自立支援）協議会の活動が活性化していけば、地域課題が整理され、地域で解決できる課題とできない課題が鮮明になっていきます。したがって、都道府県（自立支援）協議会には、地域で解決できていない課題を集約し、都道府県全体として課題を抽出、整理していく機能が求められていきます。

情報収集については、以下の方法などが考えられます。

①都道府県アドバイザーの巡回支援等による地域課題の抽出

②都道府県（自立支援）協議会から市町村（自立支援）協議会に対するアンケート調査等、実態調査の実施による地域課題の抽出

アンケートなどを含む調査方法は、地域実態の把握に向けた第一歩と言えます。

都道府県（自立支援）協議会としては、市町村の現状を知らなければ方策を検討することはできませんが、もちろん、情報を都道府県が全てを自ら実施する必要はなく、市町村や各事業者が収集・分析した結果を活用し、広域的な課題を明らかにすることが重要となります。

例えば、調査の結果を総合的に分析・整理し、市町村に返すことによって情報の共有化が図られ、市町村は他の地域と比較することによって課題に気づき、今後の取り組み方の示唆を得ることとなります。

なお、個別の事例を取り扱った課題の検討は、障害者等の暮らしの場に近い市町村（自立

支援）協議会において実施することが基本です。ただし、都道府県（自立支援）協議会においては全く不要ということではありません。例えば地域移行や医療的ケア児の支援、就労支援など、広域的に支援体制を整備することが想定される課題等については、都道府県（自立支援）協議会においても個別の事例を取り扱い、都道府県の実情に即した課題の検討を行うことが効果的です。

#### 障害児入所施設からの地域移行について

令和 6 年 4 月に施行された児童福祉法の一部改正においては、障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体を都道府県及び政令市と明確化し、都道府県・政令市が取り組む内容を①関係者との協議の場を設ける。②移行調整及び地域支援の整備等に関する総合的な調整を行うこと等とされました。

上記関係者との協議の場においては、入所児童についての検討を個別に行うこととされています。独自の会議体を設けることも可能ですが、都道府県（自立支援）協議会にこども部会等を設置して実施することも考えられます。

## 2) 優先課題の整理

---

市町村（自立支援）協議会への実態調査を通じて把握した地域単位の課題に加えて、個別の相談事例を通じて把握される課題があります。

市町村（自立支援）協議会においては、相談支援事業者を中心に、サービス担当者会議等を通じた個々のニーズへの対応の中で、地域課題が鮮明にされていく過程があります。そうした課題群から市町村（地域）レベルで解決可能な課題は市町村（自立支援）協議会で対応することになりますが、市町村（地域）レベルでは解決困難な地域課題も浮上してきます。

都道府県（自立支援）協議会は、このようにボトムアップ型で把握した諸課題に対して、十分な検討の上で、状況に応じてトップダウン型の決断が必要となる場合もあります。

都道府県は、地域において実践されているケアマネジメントを通じて顕在化したニーズ等をもとに、市町村の障害者計画や地域福祉計画等も視野に置き、市町村と連携して都道府県障害福祉計画・障害児福祉計画に反映させることとなります。

都道府県（自立支援）協議会は、例えば、発達障害の課題、高次脳機能障害の課題、行動障害の課題、重症心身障害者の課題、地域移行の課題、障害者雇用の課題、住居の課題、高齢障害者の課題等々、さまざまな課題に対して、都道府県として取り組むべき課題の重要度や緊急度をしっかりと見定め、施策化、事業化に向かう必要があります。

### (3) 人材の確保・養成、育成支援

都道府県（自立支援）協議会が市町村（自立支援）協議会に対して行う支援として期待される機能のひとつに「人材の確保・養成、育成支援」があります。人口規模が小さな自治体では、市町村単位の研修の場合、特に OFF-JT の体制づくりに相当な困難があると考えられます。

政令市等の大都市を除くと、市町村の人材育成については、都道府県単位で実施されることが有用と考えられます。したがって、市町村において活動する相談支援専門員の人材養成は、都道府県（自立支援）協議会が責任を持つべき事項として最重要課題と言えます。あわせて、相談支援専門員が受けられるスーパービジョン体制作りとスーパーバイザーの養成も合わせて行うことが必要です。

もちろん、相談支援専門員等の人材の育成は、研修だけでその質を担保することは困難であり、OJT の一環として事例検討を通じて、繰り返しスーパービジョンを受けることによって、効果的な人材育成が図られ、より良い相談支援体制がつくられることとなります。

#### 1) 育成体制の確立

---

相談支援の体制整備に関する都道府県の実務として、相談支援専門員の養成、現任者のための研修会、及び主任相談支援専門員の養成のための研修があります。

都道府県（自立支援）協議会においては、このような状況をフォローするためにも、各種の義務的な研修の内容を向上させることは基より、ブラッシュアップのための研修体制も計画的に検討する「人材育成部会」などを設置して、中長期的な方針を立てる必要があります。

また、相談支援従事者養成研修カリキュラムが改定され、相談支援に係る人材育成においては、研修とともに OJT を重視した体制を構築することとなりました。相談支援従事者養成研修が都道府県等により実施されるものである一方、OJT は業務場面や業務現場に近いところで事業者等により実施されるものであり、相談支援事業者の指定や障害福祉サービス等の支給決定を行う市町村が深く関与する必要があるものです。このことから、人材育成については、都道府県と市町村が連携する体制づくりにも留意する必要があります。

なお、都道府県が担う人材養成は相談支援従事者に限らないため、人材育成部会においては、障害福祉に係る人材養成全般について取り扱うことも考えられます。

## 2) 地域実態の把握

---

効果的な研修体制を構築していくためには、養成する相談支援専門員のどのような技術に着目し、どのような相談員像を目指すのかという、理想や目標を掲げることが重要です。

その際、相談支援専門員と事業所の実態を把握せず、研修内容や目標設定を行っても効果的な研修はできません。前述のとおり、都道府県（自立支援）協議会の「情報の収集と分析」機能とその成果を活かすことが求められます。

## 3) 実態に基づいた育成方針

---

都道府県（自立支援）協議会においては、例えば、「人材育成部会」などを設置し、育成方針を立て、継続的に取り組むことが必要です。研修体制を構築しただけ、あるいは一回の研修会を実施だけでは、その効果は現れにくいものです。ゆっくりと時間をかけて積み上げ、繰り返されて、熟成していくような取組が重要となります。

また、人材育成は、都道府県（自立支援）協議会だけの責務とせず、その取組に多くの機関（相談支援専門員の団体や社会福祉協議会など）や人材を巻き込み、協働で進めていくことが、効果的な人材育成につながるものと考えられます。

## （4）地域の相談支援体制のバックアップ

### 1) 多分野にまたがる地域の情報が集まるプラットフォーム

---

発達障害・就労支援・高次脳機能障害、あるいは、入所施設や精神病院からの地域生活移行・退院促進などの課題については、都道府県の単一部局の取り組みでは解決困難です。対応部局の連携が十分でなく、各種の検討委員会に、同じような構成メンバーが、何回も参加し、さまざまな検討委員会の場で、同じような意見を交換している風景がよく見られます。

多くの関連する部局がバラバラに検討や取り組みを行うのではなく、横断的・一体的に取り組む時に、真にその効果が生まれます。他領域にわたる課題に対して、どれだけ統一的・横断的に組織化できるかが都道府県における施策遂行の際の分岐点になると考えられます。

実際に、地域における相談支援の現場や市町村の現場においては、相談に訪れる人たちは決して、単一障害や単一の困りごとで相談機関を訪れるのではなく、発達障害の課題と教育の課題、更には、就職に向けての課題を一体的に抱え込んで相談に来るということを想定すれば、組織の一体化・横断化は必然の流れと言えます。

こうした地域の実情を踏まえて、日々、検討されている支援会議や市町村（自立支援）協

議会の各部会での検討が、都道府県レベルにスムーズに持ち上げられていくためには、都道府県（自立支援）協議会が、都道府県の各部局でそれぞれに検討されている課題を集約、共有するネットワークのハブとしての役割を担うことが強く求められています。

## 2) 他領域にまたがる協議会の有機的連携作りを促進するバックアップ機能の必要性

---

相談の困難事例には、家族全てが困難を抱えている事例が多く見られます。祖父母が認知症で介護保険のサービスを受け、父親が精神疾患を持ち、特別支援学級に通う子どもは発達障害の疑いがあり、お母さんも、子育てのストレスからネグレクトの兆候がみられる。困難家庭へのアプローチの際には、単独の相談支援や一保健師の対応では展望が開けず、むしろ、相談支援者や保健師の疲労感や徒労感を生み出すだけの結果になってしまうこともあります。

こうした困難事例に対しては、介護保険分野における地域包括支援センターの主任介護支援専門員と委託相談の相談支援専門員、また、子どもと母親などに関わっている家庭児童相談員と保健師、また、特別支援教育コーディネーターや療育等支援コーディネーターなどがチームで一体的にかかわることで、展望が開けていきます。

日常的なチームアプローチや多くの関係機関が一緒になって検討を進める支援会議が頻繁に行われることによって、地域の課題を解決するためには、様々な検討会議が有機的に連携していくことの必要性に多くの関係者は気づいていきます。

また、介護保険分野の地域包括支援センターの協議会と「市町村（自立支援）協議会」の「在宅支援部会」の事務局担当者レベルでの情報交換の場づくりが行われている事例があります。子どもの分野においては、「地域自立支援協議会」の「子ども部会」と「要保護・虐待対策協議会」を年数回、合同で開催する地域もみられます。

都道府県（自立支援）協議会は、こうした地域における、統合化・横断化された組織化の動きを全都道府県的に共有化しながら、各地域に広めつつ、一方で都道府県においての部局内での課題・テーマに応じての統合化・横断化の動きを進めていく、そのためのエンジンの役割を果たすことが求められています。

相談体制についての必要性についても市町村間に大きな格差が認められているのが実情です。これらの実態と課題を都道府県（自立支援）協議会が共通認識されることが当面の課題です。

## （５）都道府県と市町村を結ぶパイプ役の配置と活用

広域的な相談支援体制の展開に当たっては、相談支援に精通した実践者が都道府県と市町村を結ぶパイプ役の役割を果たすことが期待されます。都道府県（自立支援）協議会は、こうした人材を効果的に配置し、活用を考えることが肝要です。

一定のエリアごとに配置されたパイプ役が地域の実態を把握するとともに、国や都道府県の情報を直接届けることによって情報共有を促すことができます。都道府県と市町村を結ぶパイプ役は市町村（自立支援）協議会がより良く機能するよう、市町村ないし広域的に整備された相談支援体制を支援し、必要に応じていわゆる困難事例の支援について協働することにより、地域課題を個別事例から把握することも可能となります。

都道府県と市町村を結ぶパイプ役の配置と活用については、「Ⅳ. 市町村（地域）と都道府県の効果的な連携」で詳しく説明します。

## （６）評価（課題の可視化と解決策の検討）

市町村や地域においては、構築・運用している相談支援体制がどのように機能し、その成果をどのように評価すべきかが大きな課題となります。同時に、都道府県としても広域的な観点から地域全体の相談支援体制をどのように評価すべきかについて継続的に議論する必要があります。

実際に、評価の方法には、評価の目的、対象、観点によって複数の方法・ツールが存在しており、日々、改善が加えられ進化しています。

都道府県全体としての相談支援体制の評価については、例えば、ミクロ、メゾ、マクロの観点から、ケースワークからソーシャルアクションまで、支援のプロセスと成果について中長期を視野に入れた継続した取り組みとして、評価することが必要となります。

どのような評価方法を選択するかは、評価の実施主体の考え次第といえます。都道府県、市町村・地域単位で継続的に試行錯誤を重ねることが望まれます。

以下では、「相談支援を担う人材育成に関する評価」、「相談支援体制に関する評価」の２つの観点について整理します。

### １）相談支援を担う人材育成に関する評価

---

相談支援体制の充実・強化には、人材育成が重要です。都道府県では、「人材育成ビジョン」を策定する等、関係機関の協力のもと、相談支援専門員が活動しやすい環境整備を

進めているところも少なくありません。ビジョンに基づく人材育成が計画的に実施され、成果が現れているか等、取組を評価する仕組みが必要です。

地域の相談支援体制の強化に当たっては、都道府県（自立支援）協議会と市町村（自立支援協）議会や圏域単位の（自立支援）協議会の協働によって、基幹相談支援センターを柱として、ビジョンの推進を図り、人材育成体制を構築することが望ましいといえます。

人材育成機能に関する評価に当たっては、①「地域のネットワーク強化」（相談支援専門員・サービス管理責任者・行政・事業所が他職種と連携し、自立支援協議会を中心に地域のネットワークの強化を図り、人材育成に取り組んでいるか）、②「ケアマネジメント手法に基づく研修体系」（専門的なスキル向上が達成されているか、地域に根ざした相談支援従事者の計画的育成圏域として中核となる人材の育成ができているか等）といった観点が想定されます。

さらに、相談者やサービス利用者の立場からの評価として、①「本人同意」（支援の必要性が理解されているか）、②「方法・手順」（支援が適切に行われているか）（方法）、③「成果」（支援が効果的に行われたか）といった観点で、支援体制を振り返り、支援の妥当性を検討する作業を繰り返し行っていくことが重要となります。

## 2）相談支援体制に関する評価

---

年に一、二回程度の都道府県（自立支援）協議会を実施しているところでは、都道府県全体としての課題への対応は不可能となるでしょう。第一に必要なことは、整理された課題に対応出来る組織をつくることであり、これは、市町村（自立支援）協議会の場合と全く同じです。

市町村（自立支援）協議会では、地域課題を抽出した後に課題別検討会などを設置して、地域課題の解決に向かうという方法を取っています。

この方法に準じて都道府県（自立支援）協議会においても、都道府県全体としての課題に対する検討会、部会などを設置することが肝要です。市町村や地域の相談支援体制の要となるのが基幹相談支援センターであり、管内の市町村や地域に設置されている基幹相談支援センターの中核機能（地域の相談支援事業者等の後方支援、（自立支援）協議会活動の推進）がどのように発揮されているのか、が評価の観点として重要となります。

## Ⅳ. 市町村（地域）と都道府県の効果的な連携

### 1. 都道府県相談支援体制整備事業の活用

障害者総合支援法においては、都道府県は、広域的・専門的な相談支援を担うとともに、地域における相談支援に関する基盤整備等、地域（市町村や圏域）をバックアップする役割を担うものと位置づけています。

都道府県は、地域の相談支援の実態把握や評価を行った上で、そのシステムづくりについて助言及び広域調整等を行います。また、相談支援に係る人材育成（研修や相談支援従事者のネットワークづくり）も都道府県の重要な役割となります。

「都道府県相談支援体制整備事業」は、都道府県による広域的な支援事業の一つとして、「都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的」する事業です。

都道府県は、「都道府県相談支援体制整備事業」を活用することによって、庁内の相談支援体制の強化、充実を図るとともに、都道府県（自立支援）協議会の活性化を通じて、市町村、及び市町村や圏域の（自立支援）協議会の支援を強化することができると期待されます。

#### （１）アドバイザーの役割

アドバイザーの役割には、主に以下のようなものがあります。

アドバイザーを有効に活用するためには、具体的にアドバイザー、及びアドバイザーの業務に何を期待するのか、都道府県としての意図を明確にしたうえで、アドバイザーと十分な意識合わせを行う必要があります。また、アドバイザーにすべてを任せるのではなく、都道府県の担当職員も積極的に実践の場に参加することが求められます。

なお、アドバイザーという名称からは助言をする役割が想起されます。しかし、忘れてはならないのは、市町村や各地域の基幹相談支援センター、相談支援事業者が自ら気づき、考え、協働して自らの地域を作っていくことがゴールであることです。そのためには、アドバイザーは地域の関係者がエンパワメントされていくよう伴走する姿勢で市町村支援の活動することが必須となります。そのため、都道府県によってはアドバイザーをアシスタント等と呼ぶなど呼称を工夫したり、市町村等の地域の中核として主体的に活躍することが期待される人材をアドバイザーとするなどの方針で選任している例もあります。

- ①地域の相談支援体制の整備及び相談支援専門員等のネットワーク構築に向けた助言、調整
- ②基幹相談支援センターの設置及び運営に係る助言や技術指導等
- ③協議会の設置及び運営並びに活性化に向けた助言等（地域における専門的支援システムの構築等の支援や地域の社会資源（インフォーマルなものを含む。）の点検、開発に関する援助等を含む。）
- ④広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援や助言等（基幹相談支援センターの広域での設置・整備に向けた調整等の支援、離島等の社会資源が極めて少ない地域に対して、当該地域の相談支援事業者が質の高い相談支援を提供できるようにするための支援を含む。）
- ⑤相談支援従事者のスキルアップや地域のOJT指導者養成に向けた研修会等の開催
- ⑥都道府県が設置する協議会（以下、「都道府県協議会」という。）の効果的な運営や活性化に向けた取組の実施（例：都道府県と協働して都道府県協議会の事務局を担う業務）

## （２）都道府県におけるアドバイザーの活用

### １）地域の実態と課題の把握

相談支援事業の実施主体は主に市町村です。都道府県には、都道府県内市町村の相談支援体制をどのように充実させていくか、都道府県としての展望と戦略を持って支援する役割があります。そのためには、都道府県として地域の実態と課題を把握することが重要であり、各地域の実態や情報に詳しいアドバイザーと共に検討することが肝要です。

具体的には、アドバイザーが都道府県（自立支援）協議会に参画することが重要であり、アドバイザーが都道府県（自立支援）協議会の企画・推進のコアメンバーとなることも有効です。

### ２）人材養成、及び人材育成

相談支援に従事する人材養成、及び人材育成は、都道府県においても、また、市町村においても極めて重要な課題です。ほとんどの都道府県では、法定研修の講師としてアドバイザーを活用しているところですが、都道府県の中には、さらに独自の研修事業として市町村職員を対象とした研修を実施しているケースがあります。

法定研修と同様、都道府県の担当職員とアドバイザーが中心となり、研修の企画・運営に当たることによって、都道府県の担当職員自身も相談支援に関する幅広い知識を習得する機会となるとともに、研修を通じて市町村（地域）の担当職員や相談支援従事者等と情報交換をすることによって、地域の実情を把握する場ともなっています。

### 3) 都道府県と市町村（地域）のパイプ役

---

また、アドバイザーは、市町村（地域）と都道府県のパイプ役として、都道府県からの助言や提案等を市町村（地域）へ伝えるとともに、市町村（地域）から都道府県に対して要望や提案を適切につなぐ役割があります。

アドバイザーは、都道府県が引き取るべき広域的な課題、市町村において、あるいは圏域においてさらなる工夫をするべき課題について適切に見極める必要があります。そのうえで、それぞれの市町村や圏域で取り組むべき課題については、地域に伴走して支援をすることがアドバイザーのパイプ役としての重要な役割となります。都道府県においては、市町村（地域）から要望や提案を受け取る手順を予算編成時期等の日程も踏まえながらルール化することも考えられます。

### 4)（自立支援）協議会の活性化

---

「都道府県相談支援体制整備事業」を活用したアドバイザーの配置は、都道府県（自立支援）協議会が市町村（自立支援）協議会の活動を支援するツールとして、また、市町村（自立支援）協議会の活動に都道府県（自立支援）協議会を巻き込むためのツールとして活用することができます。

都道府県（自立支援）協議会における情報、調整、社会資源、人材確保・育成、評価の各機能は相互に密接なつながりがあり、いずれについてもアドバイザーが都道府県と市町村をつなぐパイプ役として関わることになります。

令和4年12月の法改正によって、基幹相談支援センターの中核をなす業務として「協議会活動の推進に関する業務」が明記されました。これにより、基幹相談支援センターは、市町村（自立支援）協議会の企画・運営において市町村のパートナーとして明確に位置付けられたといえます。

他方、都道府県においては、都道府県（自立支援）協議会の企画・運営に当たって、パートナーとなり得る主体のひとつがアドバイザーであると考えられます。その際、都道府県の役割をアドバイザーに「丸投げ」することにならないように留意する必要があります。そのためには、例えば、都道府県の担当職員は、相談支援従事者の「人材育成ビジョン」をアドバイザーとともに作成するなど、作成プロセスを通じて都道府県における相談支援体制についてのビジョンを共有することも重要です。

### 5) 相談支援体制の熟度に応じたアドバイザーの役割

---

都道府県にアドバイザーが配置されて10年以上の時間が経過しています。この間、相談

支援体制整備が進み、それぞれの地域における相談支援体制の熟度に応じて、アドバイザーの果たす役割、機能を変化あるいは深化させている地域もあります。

特に、市町村に基幹相談支援センターの設置が進む中、市町村、及び市町村や圏域の（自立支援）協議会に対するアドバイザーの支援内容は、その優先度やウェイトのかけ方について見直しや軌道修正が必要となる段階があるものと思われます。それぞれの地域の実情に応じた柔軟な支援が求められます。

### （３）アドバイザーの担い手

上記の役割を担うアドバイザーには、以下の要件が求められます。

- ・ 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・ 相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- ・ 障害者支援に関する高い識見を有する者

豊富な経験と知識が必要となるアドバイザーの養成は、中長期的な視点に立って取り組む必要がある都道府県の重要な役割となります。

例えば、現在、自治体では主任相談支援専門員の養成と活用に向けた取り組みを進められています。都道府県のアドバイザーは、主任相談支援専門員の将来的な活躍の場の一つとなり得ると考えられます。

## ２．市町村（地域）とアドバイザー

アドバイザーは、地域において具体的に助言・調整を行うのが役割です。市町村（地域）は、都道府県から配置又は派遣されるアドバイザーを有効に活用するために、単にアドバイザーからの助言を待つ姿勢から、問題意識を持ってアドバイザーをどのように活用していくか自ら考えることが重要です。そのためには、市町村の担当職員と相談支援従事者が開催する勉強会にアドバイザーを招いたり、（自立支援）協議会の事務局会議にアドバイザーが参画することなどが有効です。

アドバイザーは、市町村や地域の相談支援従事者が抱える（自立支援）協議会の運営や相談支援体制構築等に係る具体的な課題について、具体的な助言を行う者であり、具体的な課題について一緒に考え、活動する存在です。市町村（地域）においては、市町村の担当職員や相談支援事業者が独りで悩むことがないように、積極的にアドバイザーに助言を求めることができる環境づくりが大切です。もちろん、市町村（地域）としては、アドバイザーの助言を求めるに当たり、明確な問題意識を持つことが望まれます。